

伊勢崎市

第2期障害福祉計画

平成21年3月

伊勢崎市

はじめに



障害者自立支援法が平成18年度に施行されてから、本年で3年が経過しようとしています。この法律は、障害のある人が地域で安心して暮らせる社会の実現を目指すもので、必要な福祉サービスが、必要な人に提供されることが重要となります。

本市は、平成19年3月、伊勢崎市障害者計画と一体的に「伊勢崎市第1期障害福祉計画」を策定し、各種障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に向けて取り組んでまいりました。

第1期計画が終了することに伴い、これまでの計画の進捗状況の分析・評価を行い、見直しを行ったほか、サービス利用者、サービス提供者へのアンケート調査やヒアリング調査を実施し、ご意見をうかがいました。また、伊勢崎市地域自立支援協議会の委員の皆さんから、多くの貴重な提言をいただきました。本計画は、これらのご意見、提言を尊重し、策定いたしました。

今後も障害のある人の総合的な福祉施策の方向性を定めた「伊勢崎市障害者計画」の基本理念である「障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現」の推進と本計画で定めた様々なサービスの確保に取り組んでまいります。

終わりに、本計画の策定にあたり、活発な協議を賜りました伊勢崎市地域自立支援協議会の委員の方々をはじめ、調査等を通じてご協力いただきました関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成21年3月

伊勢崎市長

五十嵐清隆

目 次

第 1 章 計画の概要	1
1. 計画策定の背景及び趣旨	2
2. 計画の位置づけと計画期間	3
3. 区域(圏域)の設定	5
4. ニーズの把握	6
第 2 章 障害のある人の状況と第 1 期障害福祉計画の成果と課題.....	9
1. 障害のある人の状況	10
(1) 身体障害者	10
(2) 知的障害者	11
(3) 精神障害者	12
(4) 障害程度区分認定	14
2. 第 1 期障害福祉計画の取組状況	15
(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況	15
(2) 地域生活支援事業の進捗状況	17
3. アンケート・ヒアリング調査からみられるニーズ	19
4. 第 1 期障害福祉計画における課題	22
第 3 章 基本的な考え方	25
1. 目標と方針	26
(1) 方針	28
(2) 平成 23 年度の目標値の設定	28
2. 第 2 期障害福祉計画における重点的な取組	32

第4章 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方…………… 35

1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量の設定…………… 36

- (1) 訪問系サービス…………… 37
- (2) 日中活動系サービス…………… 39
- (3) 居住系サービス…………… 49
- (4) 相談支援(サービス利用計画作成)…………… 52

2. 地域生活支援事業の実施に関する事項…………… 54

- (1) 実施する事業の内容…………… 54
- (2) サービスの現状とサービス見込量…………… 58

第5章 計画の推進…………… 65

1. 点検及び評価…………… 66

- (1) 基本的な考え方…………… 66
- (2) 点検及び評価体制…………… 66

2. 計画の周知…………… 66

資料編…………… 67

策定経過…………… 68

第 1 章 計画の概要

1. 計画策定の背景及び趣旨

本市では、平成 19 年 3 月に障害者基本法に基づく市町村障害者計画として「伊勢崎市障害者計画」(以下、「障害者計画」という。)を策定し、“障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせる いせさきの実現”を基本理念として、広範な障害者福祉事業やサービスに取り組んできました。

この間、平成 15 年度から開始された支援費制度は、障害者自らが契約により福祉サービスを利用する制度として導入され、本市においても障害福祉施策の中心として、障害者の地域での生活を支援する重要な役割を果たしてきました。

一方、支援費制度は、その問題点として、精神障害者が制度の対象外であり、障害種別間でのサービス基盤の格差や、障害種別で区分された施設・サービス体系の中で、各施設・事業が本来の目的に応じた機能を果たせていない状況も指摘されていました。

このような状況を踏まえて、国においては、障害種別による制度格差の解消と施設・サービス体系の再編及び一元化とともに、サービスの支給決定過程の透明化、就労支援の抜本的強化などの検討が進められ、障害福祉施策の大幅な改正の方向性を取りまとめた「障害者自立支援法」が平成 17 年 10 月に成立、平成 18 年度から施行されました。

この法律は、障害者が地域で自立した生活を営むことができるよう、障害福祉サービスにかかる給付その他の支援の実施を趣旨とし、障害福祉サービスの提供体制の確保に関する計画「市町村障害福祉計画」の策定を市町村に対して義務づけるものです。

これを受け本市では、平成 19 年 3 月、障害者計画とともに「伊勢崎市障害福祉計画」(以下、「第 1 期計画」という。)を同時期に一体的に策定しました。第 1 期計画は、地域における障害福祉サービスの基盤整備や利用の状況、計画対象者や推進者の事業等に対するニーズを踏まえつつ、サービス提供体制の確保に関する平成 23 年度の目標等を定め、前期計画として推進してきました。

このたび第 1 期計画が期間満了となることから、平成 23 年度の目標達成に向けた後期計画として、「伊勢崎市第 2 期障害福祉計画」(以下、「第 2 期計画」という。)を策定するものです。

2. 計画の位置づけと計画期間

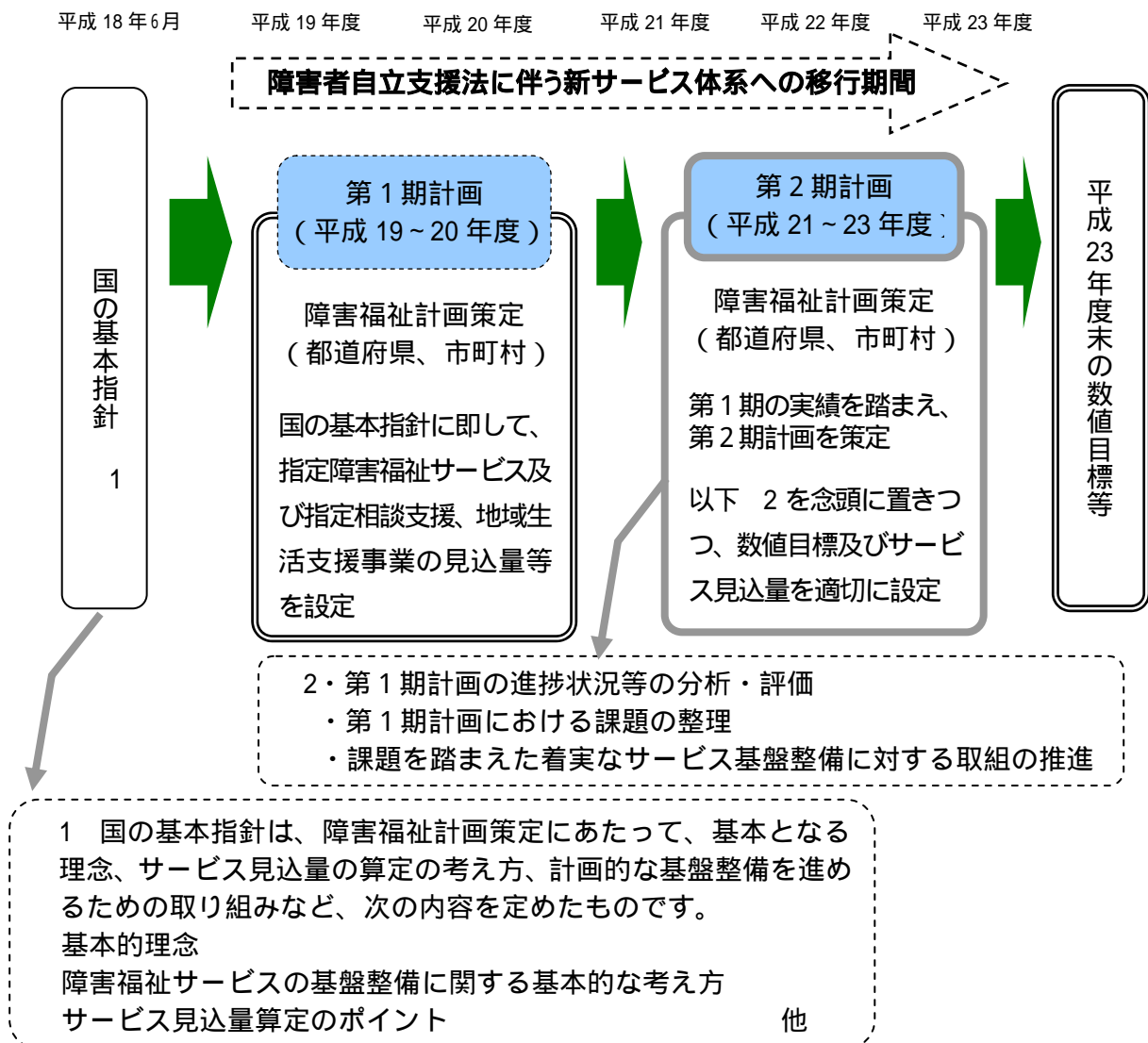
第2期計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「市町村障害福祉計画」です。

第1期計画は、施設が新たなサービス体系に移行を完了する平成23年度末に向けた数値目標やサービス見込量を設定するとともに、平成23年度に至る5年間のうちの前期計画として位置づけられています。今回策定する第2期計画は、目標を達成するための仕上げをする後期計画となるものです。

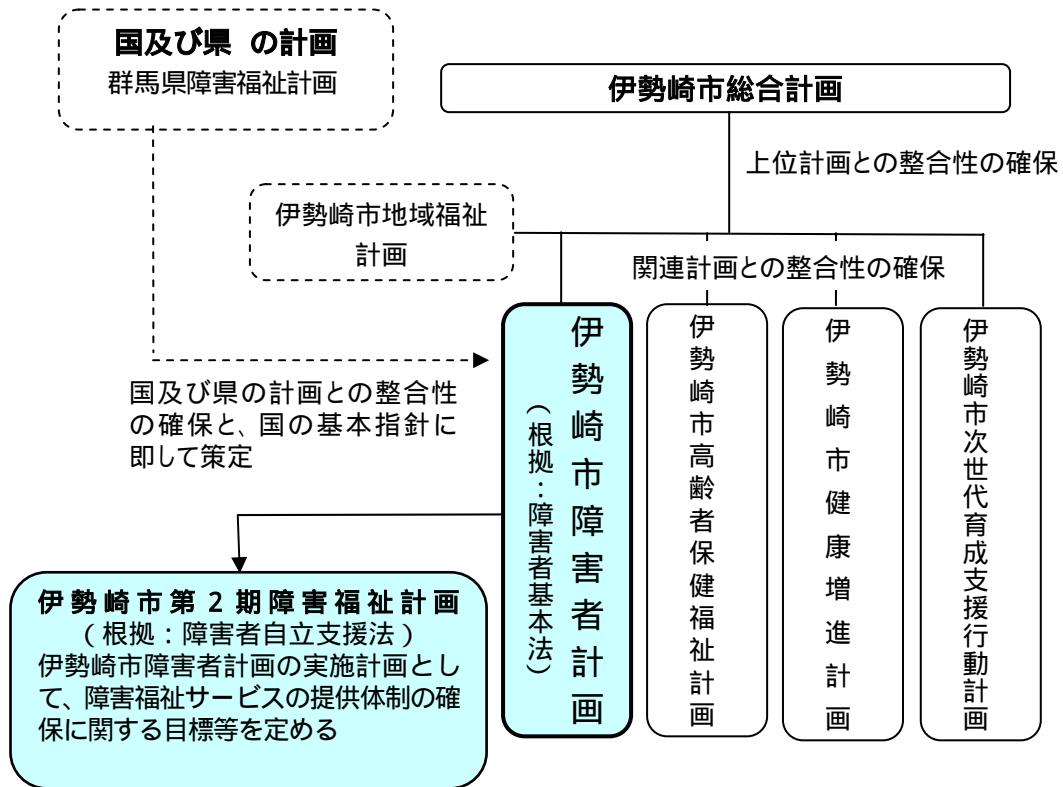
第2期計画は、平成19年3月に策定した「伊勢崎市障害者計画」の実施計画として、理念を継承し、策定するものです。

国の基本指針に即して、かつ、県計画との整合性を確保するとともに、市の上位計画である「伊勢崎市総合計画」及び「伊勢崎市地域福祉計画」をはじめとする保健・福祉関連計画との整合性にも配慮しています。

図表 1 第2期計画の位置づけ



図表 2 第 2 期計画と関連計画との関係



第 2 期計画は、平成 23 年度までの新サービス体系への移行を念頭に置きながら、平成 23 年度末の目標値をめざす、平成 21 年度から平成 23 年度までの 3 年間の計画です。

図表 3 第 2 期計画の期間

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
伊勢崎市障害者計画 (平成 19 ~ 25 年度)						
伊勢崎市 第 1 期障害福祉計画 (平成 19 ~ 20 年度)		伊勢崎市第 2 期障害福祉計画 (平成 21 ~ 23 年度)				

3. 区域（圏域）の設定

障害者自立支援法では、都道府県は障害福祉計画に「区域」を定める（第89条第2項）こととされています。また、障害のある人の地域での生活を中心に考えると、地域間の格差を縮小する必要があります。

このため、第1期群馬県障害福祉計画では、訪問系サービス、日中活動系サービス及び居住系サービス、相談支援の種類ごとに区域を設定し、計画的なサービスの基盤整備を行ってきました。

第2期計画においては、障害保健福祉圏域における圏域ビジョンを策定し、計画的なサービス基盤整備を推進することとしています。

本市は、玉村町とともに伊勢崎地域を形成しています。

図表 4 群馬県における区域（圏域）の設定

圏域名	圏域を構成する市町村
前橋地域(1市1村)	前橋市、富士見村
高崎・安中地域(2市)	高崎市、安中市
渋川地域(1市1町1村)	渋川市、榛東村、吉岡町
藤岡地域(1市2町1村)	藤岡市、吉井町、神流町、上野村
富岡地域(1市2町1村)	富岡市、下仁田町、南牧村、甘楽町
吾妻地域(4町3村)	中之条町、東吾妻町、長野原町、嬭恋村、草津町、六合村、高山村
沼田地域(1市1町3村)	沼田市、みなかみ町、片品村、川場村、昭和村
伊勢崎地域(1市1町)	伊勢崎市、玉村町
桐生地域(2市)	桐生市、みどり市
太田・館林地域(2市5町)	太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町
計(10圏域)	(38市町村)

資料：群馬県障害福祉計画 平成20年12月現在

4 . ニーズの把握

今後の施策・サービスのニーズ等に関する意見を把握するため、当事者・家族関係者等、サービス提供者等を対象に、平成 20 年 11 月から 12 月にかけて、アンケート調査、グループインタビュー形式によるヒアリング調査を実施しました。

図表 5 アンケート調査配布（当事者・家族関係者等）

配布先	配布数合計	回収数
身体障害者関連 6人	26人	23人
知的障害児者関連 14人		
精神障害者関連 6人		

図表 6 アンケート調査配布（サービス提供者等）

法人(設置者)名	法人(設置者)所在地
社会福祉法人 キャッチジャパン	伊勢崎市
社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会	伊勢崎市
社会福祉法人 明清会	伊勢崎市
社会福祉法人 やよい福祉会	伊勢崎市
社会福祉法人 伊勢崎市愛のはぐるま会	伊勢崎市
社会福祉法人 桑の実福祉会	伊勢崎市
社会福祉法人 群馬県三友会	前橋市
社会福祉法人 群馬県社会福祉事業団	前橋市
社会福祉法人 前光会	前橋市
社会福祉法人 しののめ会	前橋市
社会福祉法人 前橋あそか会	前橋市
社会福祉法人 ぐんぐん	高崎市
社会福祉法人 はるな郷	高崎市
社会福祉法人 大平台会	高崎市
社会福祉法人 東毛会	太田市
社会福祉法人 アルカディア	太田市
社会福祉法人 広済会	桐生市
社会福祉法人 三和会	桐生市
社会福祉法人 誠光会	渋川市
社会福祉法人 赤城会	渋川市
特定非営利活動法人 ハピネス	伊勢崎市
特定非営利活動法人 Green Fingers	伊勢崎市

法人(設置者)名	法人(設置者)所在地
特定非営利活動法人 樫の木ネットワーク	伊勢崎市
株式会社 野村ケアサービス	伊勢崎市
株式会社 ビーワイコーポレーション	伊勢崎市
有限会社 エコープロジェクト	伊勢崎市
伊勢崎市(委託先:社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会)	伊勢崎市
伊勢崎市(委託先:社会福祉法人伊勢崎市愛のはぐるま会)	伊勢崎市
伊勢崎市(委託先:社会福祉法人明清会)	伊勢崎市
配布数合計	29 団体
回収数	26 団体

図表 7 ヒアリング調査の実施概要

1 参加者	
当事者・ 家族関係 者等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人 伊勢崎市社会福祉協議会(身体障害者関連) ・伊勢崎市手をつなぐ育成会(知的障害者関連) ・伊勢崎市精神障害者家族会連絡会(精神障害者関連) ・社会福祉法人 明清会(精神障害者関連)
サービ ス提 供者 等	<ul style="list-style-type: none"> ・群馬県立身体障害者リハビリテーションセンター ・社会福祉法人 伊勢崎市愛のはぐるま会 ・社会福祉法人 桑の実福祉会 ・社会福祉法人 やよい福祉会 ・伊勢崎市立伊勢崎養護学校
2 調査方法	アンケート調査とりまとめ資料(当日配布)を参考に、以下のテーマについて聞き取り調査により実施
3 調査内容	<p>【当事者・家族関係者等】</p> <p>正しく、豊富な情報が届き、誰もが相談できる体制について (福祉サービスに関する情報の入手、困ったときの相談)</p> <p>第1期計画の課題について (第2期計画の重要課題)</p> <p>【サービス提供者等】</p> <p>正しく、豊富な情報が届き、誰もが相談できる体制について (福祉サービスに関する情報の入手、困ったときの相談)</p> <p>第2期計画におけるサービスの動向について 自立支援協議会に望むことについて 第1期計画の課題について (第2期計画の重要課題)</p>



第 2 章 障害のある人の状況と 第 1 期障害福祉計画の成果と課題

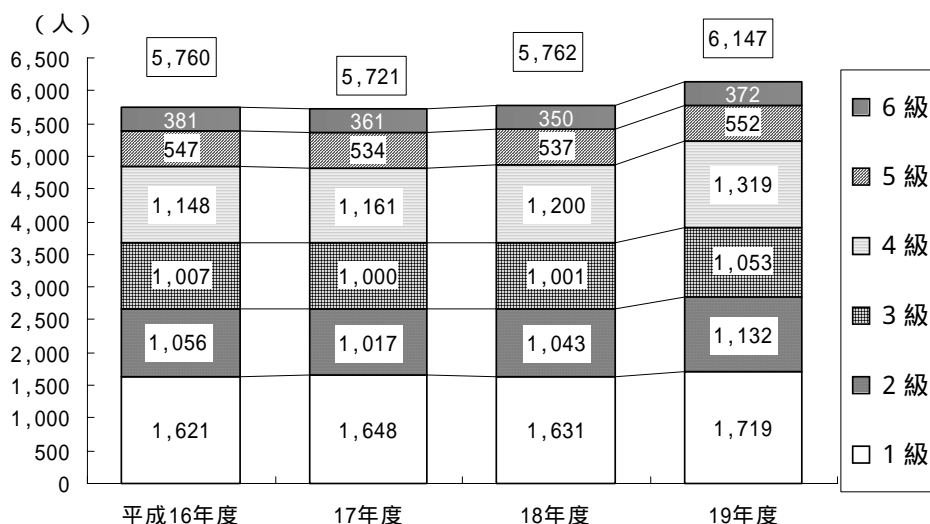
1. 障害のある人の状況

(1) 身体障害者

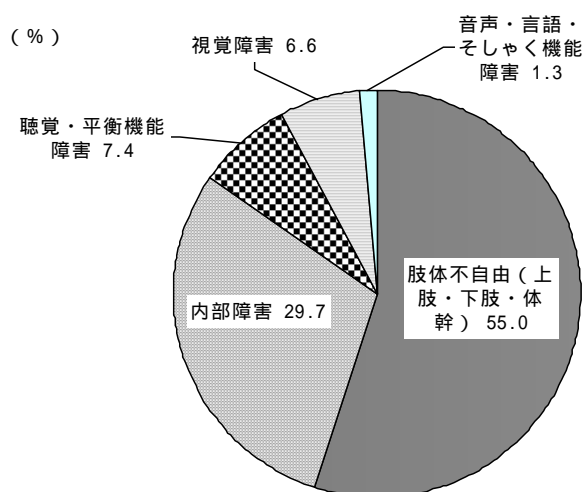
身体障害者については、平成 20 年 3 月 31 日現在で身体障害者手帳所持者数が 6,147 人となっています。これは同時期の総人口(204,338 人)の 3.01%にあたります。

平成 19 年度の手帳の等級分布をみると、重度障害者(1級、2級)が 46.4%と半数近くを占めています。種類別では「肢体不自由(上肢・下肢・体幹)」が半数を超える 55.0%となっており、「内部障害」が 29.7%で続いています。このほか、「聴覚・平衡機能障害」が 7.4%、「視覚障害」が 6.6%、「音声・言語・そしゃく機能障害」が 1.3%です。

図表 8 身体障害者手帳所持者の等級別推移(各年度末)



図表 9 身体障害者手帳所持者(種類別)(平成 19 年度末)



平成 19 年度末

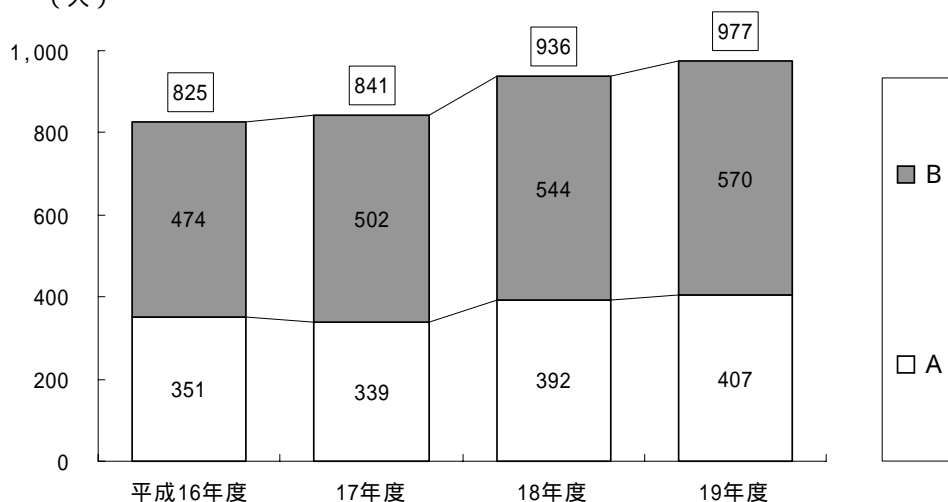
等級	人数	(割合)
1級	1,719	(28.0%)
2級	1,132	(18.4%)
3級	1,053	(17.1%)
4級	1,319	(21.5%)
5級	552	(9.0%)
6級	372	(6.0%)
合計	6,147	(100.0%)

(2) 知的障害者

知的障害者については、平成20年3月31日現在で療育手帳所持者数が977人となっており、同時期の総人口(204,338人)に占める割合は0.48%となっています。

また、手帳の等級分布をみると、重度障害者(A判定)が41.7%を占めています。年齢の内訳では、18歳未満が約4分の1にのぼります。

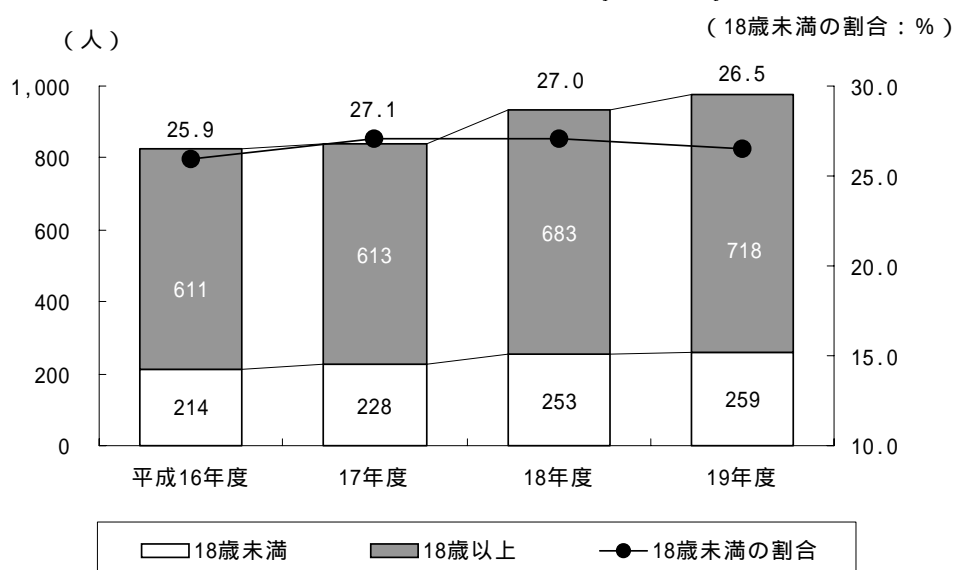
図表 10 療育手帳所持者の等級別推移(各年度末)
(人)



平成19年度末

等級	人数	(割合)
重度(A)	407	(41.7%)
中軽度(B)	570	(58.3%)
合計	977	(100.0%)

図表 11 療育手帳所持者の年齢構成の推移(各年度末)

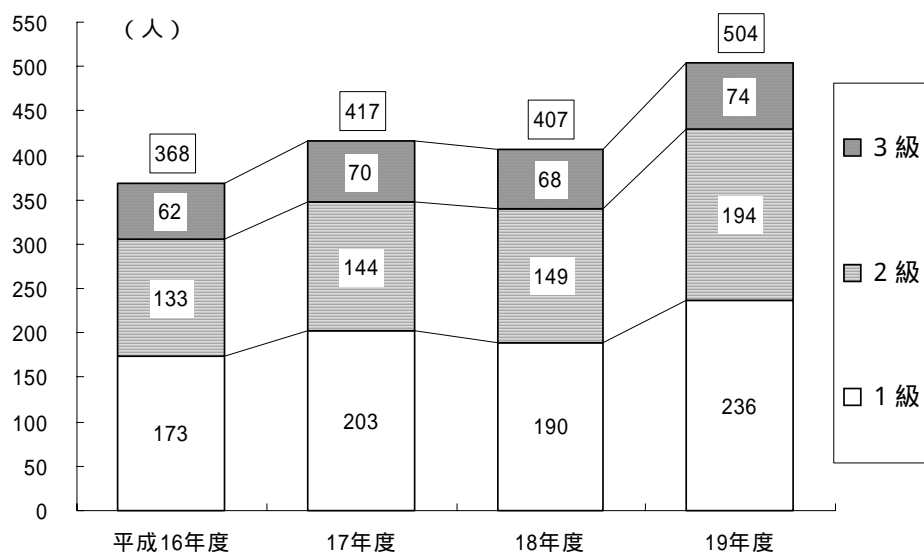


(3) 精神障害者

精神障害者については、平成20年3月31日現在で精神障害者保健福祉手帳所持者数が504人となっています。また、平成19年度の自立支援医療（精神通院）年間新規受給者数は278人です。

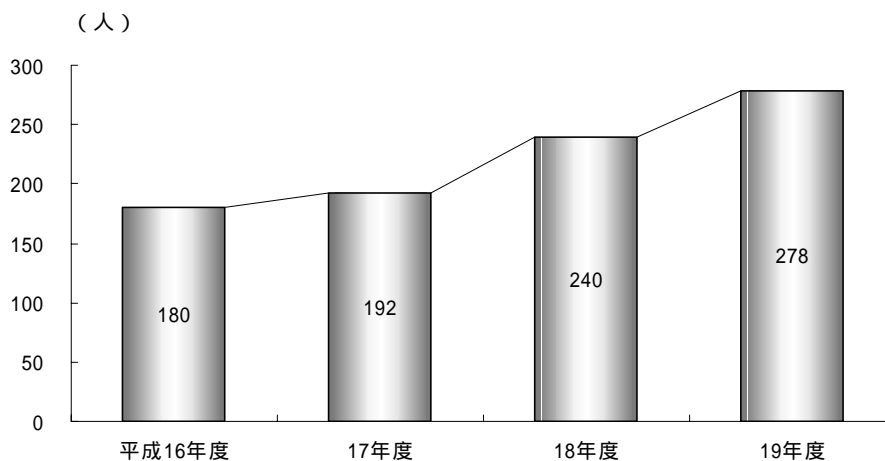
平成20年3月31日現在で自立支援医療（精神通院）受給者数は1,260人で、同時期の総人口（204,338人）に占める割合は0.62%となっています。手帳の等級分布をみると、重度障害者（1級）が46.8%を占めています。

図表 12 精神障害者保健福祉手帳所持者の等級別推移（各年度末）



等級等		人数	割合
精神障害者保健福祉手帳 所持者数	1級	236	(46.8%)
	2級	194	(38.5%)
	3級	74	(14.7%)
合計		504	(100.0%)
自立支援医療（精神通院）受給者数		1,260	-

図表 13 自立支援医療（精神通院）年間新規受給者数の推移（各年度末）



図表 14 自立支援医療（精神通院）受給者の疾病分類（平成 19 年度末）

疾病名	人数 (%)
統合失調症	565 (44.8%)
てんかん	70 (5.6%)
神経症	66 (5.2%)
うつ病	349 (27.7%)
器質性精神病	31 (2.5%)
躁うつ病	74 (5.9%)
非定型性精神病	25 (2.0%)
人格障害	19 (1.4%)
中毒性精神病	21 (1.7%)
その他	40 (3.2%)
合計	1,260 (100.0%)

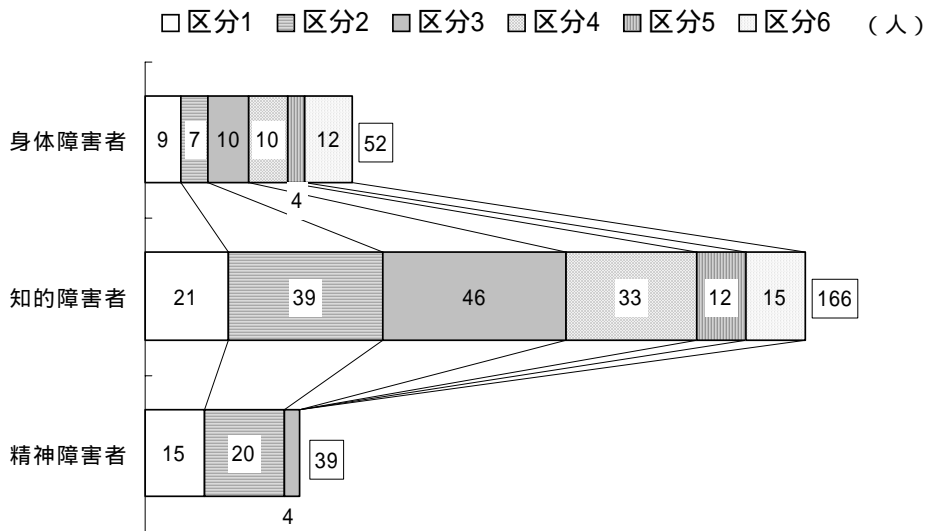
(4) 障害程度区分認定

平成 20 年 3 月 31 日現在の支給決定を受けている障害程度区分認定者は 257 人にのぼり、「区分 2」が 25.7%と最も多く、「区分 3」(23.3%)がこれに続いています。

障害種別認定者をみると、知的障害者が 166 人と最も多く、身体障害者が 52 人、精神障害者は 39 人となっています。

身体障害者は「区分 6」(23.1%)、知的障害者は「区分 3」(27.7%)が最も多く、精神障害者は半数を超える 51.3%が「区分 2」です。

図表 15 障害程度区分認定の状況 (平成 19 年度末)



図表 16 障害程度区分認定の状況 (再掲)

(上段:人/下段:%)	区分 1	区分 2	区分 3	区分 4	区分 5	区分 6	計
身体障害者	9 (17.3%)	7 (13.5%)	10 (19.2%)	10 (19.2%)	4 (7.7%)	12 (23.1%)	52 (100.0%)
知的障害者	21 (12.7%)	39 (23.5%)	46 (27.7%)	33 (19.9%)	12 (7.2%)	15 (9.0%)	166 (100.0%)
精神障害者	15 (38.5%)	20 (51.3%)	4 (10.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	39 (100.0%)
計	45 (17.5%)	66 (25.7%)	60 (23.3%)	43 (16.7%)	16 (6.3%)	27 (10.5%)	257 (100.0%)

注：支給決定を受けている障害程度区分認定者

2. 第1期障害福祉計画の取組状況

(1) 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗状況

第1期計画における各サービスの計画値と平成19年度、20年度の実績値は以下のとおりです。

図表 17 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の計画値と実績値（月間）

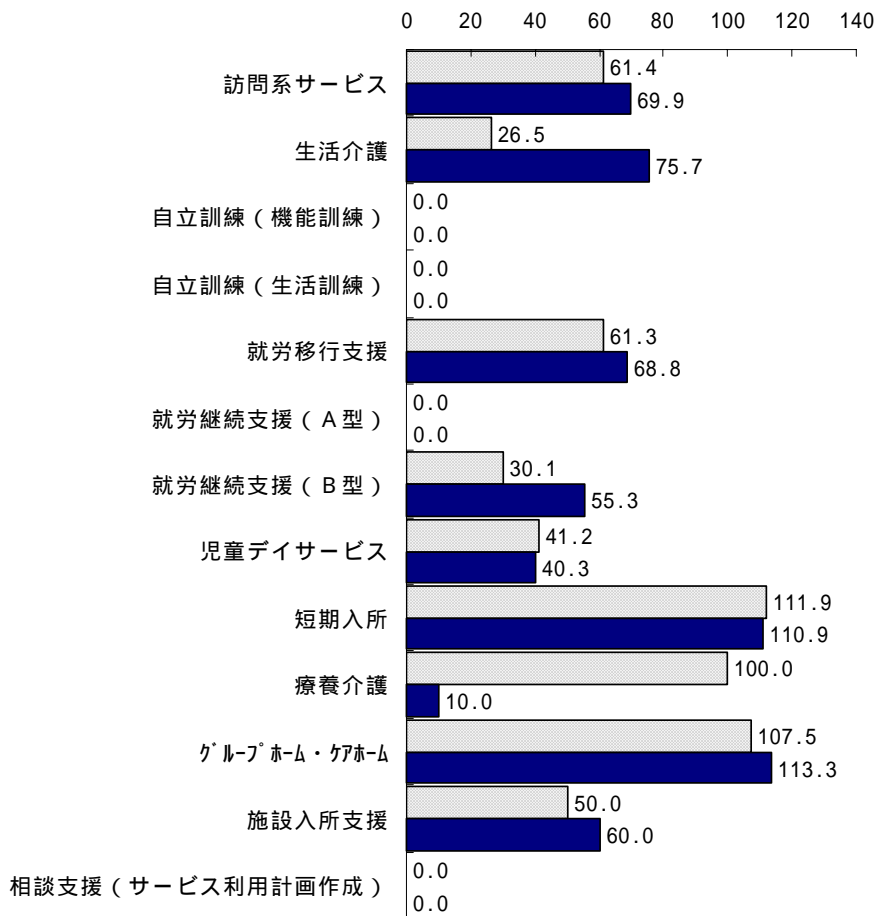
区分		H19年度計画値	H19年度実績値	H20年度計画値	H20年度実績値
訪問系サービス	実利用者数	人	80人	人	88人
	延べ利用量	3,090時間	1,898.5時間	3,090時間	2,160.5時間
生活介護	実利用者数	人	3人	人	54人
	延べ利用量	200人日	53人日	1,430人日	1,083人日
自立訓練(機能訓練)	実利用者数	人	0人	人	0人
	延べ利用量	0人日	0人日	0人日	0人日
自立訓練(生活訓練)	実利用者数	人	13人	人	0人
	延べ利用量	0人日	98人日	0人日	0人日
就労移行支援	実利用者数	人	22人	人	34人
	延べ利用量	550人日	337人日	925人日	636人日
就労継続支援(A型)	実利用者数	人	0人	人	0人
	延べ利用量	0人日	0人日	0人日	0人日
就労継続支援(B型)	実利用者数	人	11人	人	46人
	延べ利用量	485人日	146人日	1,540人日	851人日
児童デイサービス	実利用者数	人	29人	人	19人
	延べ利用量	580人日	239人日	640人日	258人日
短期入所	実利用者数	人	23人	人	22人
	延べ利用量	260人日	291人日	285人日	316人日
療養介護	実利用者数	1人	1人	10人	1人
共同生活援助 共同生活介護	実利用者数	40人	43人	45人	51人
施設入所支援	実利用者数	8人	4人	25人	15人
相談支援(サービス利用 計画作成)	実利用者数	20人	0人	20人	0人

注：平成19年度は20年3月値、平成20年度は10月値

進捗率（計画値に対する実績値）については、平成19年度、20年度の短期入所及び共同生活援助・共同生活介護は計画値を上回りましたが、就労継続支援（B型）など日中活動系のサービスがいずれの年度も計画値を下回ったほか、訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護、重度障害者等包括支援）も60%台と計画値を下回りました。

図表 18 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗率

(進捗率：%)



注：進捗率 = 実績値 / 計画値 * 100 上段 / 平成19年度 下段 / 平成20年度

自立訓練(生活訓練)については計画値を見込んでいませんが利用実績があります

図表 19 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の進捗率(再掲)

進捗率 (%)	平成19年度	平成20年度
訪問系サービス(延べ利用時間数)	61.4	69.9
生活介護(延べ利用日数)	26.5	75.7
自立訓練(機能訓練)(延べ利用日数)	-	-
自立訓練(生活訓練)(延べ利用日数)	-	-
就労移行支援(延べ利用日数)	61.3	68.8
就労継続支援(A型)(延べ利用日数)	-	-
就労継続支援(B型)(延べ利用日数)	30.1	55.3
児童デイサービス(延べ利用日数)	41.2	40.3
短期入所(延べ利用日数)	111.9	110.9
療養介護(利用者数)	100.0	10.0
グループホーム・ケアホーム(利用者数)	107.5	113.3
施設入所支援(利用者数)	50.0	60.0
相談支援(サービス利用計画作成)(利用者数)	0.0	0.0

(2) 地域生活支援事業の進捗状況

第1期計画における地域生活支援事業の計画値と平成19年度、20年度の実績値は以下のとおりです。

日中一時支援事業の支給決定者数でみると、平成19年度の進捗率は462%に達しました。移動支援事業、手話通訳者派遣事業、福祉ホーム事業など平成19年度の進捗率はおおむね計画値に近い実績となっています。

図表 20 地域生活支援事業の計画値と実績値(年間)

注1

事業名	単位	H19年度計画値		H19年度実績値		H20年度計画値		H20年度実績値	
(1) 相談支援事業									
相談支援事業									
ア 障害者相談支援事業	実施箇所数		箇所	1	箇所		箇所	1	箇所
イ 地域自立支援協議会設置事業				実施				実施	
相談支援機能強化事業	相談員数	6	人	7	人	6	人	7	人
成年後見制度利用支援事業	申立件数	2	件	0	件	2	件	0	件
(2) コミュニケーション支援事業									
手話通訳者派遣事業	派遣件数	100	件	102	件	110	件	80	件
要約筆記者派遣事業	派遣件数	8	件	0	件	12	件	8	件
手話通訳者設置事業	対応件数	500	件	340	件	510	件	411	件
(3) 日常生活用具給付事業	給付件数	2,040	件	2,015	件	2,140	件	2,350	件
(4) 移動支援事業	決定時間/月	1,600	時間	2,215	時間	1,720	時間	2,676	時間
(5) 地域活動支援センター事業									
機能強化事業	箇所数	5	箇所	5	箇所	5	箇所	5	箇所
(6) その他事業									
福祉ホーム事業	延べ利用人数	24	人	25	人	24	人	36	人
訪問入浴サービス事業	延べ利用人数	576	人	455	人	576	人	399	人
知的障害者職親委託事業	延べ利用人数	24	人	2	人	24	人	0	人
生活支援事業	延べ利用人数	100	人	167	人	110	人	179	人
注2 日中一時支援事業	支給決定人数/月	150	人	693	人	155	人	714	人
社会参加促進事業									
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	実参加人数	15	人	56	人	20	人	81	人
点字・声の広報等発行事業	実利用人数	40	人	42	人	45	人	45	人
手話・要約筆記・朗読奉仕員養成事業	受講人数	23	人	98	人	25	人	66	人
自動車運転免許取得費助成・ 自動車改造費助成事業	件数	10	件	5	件	10	件	6	件

注1：平成20年度実績は推計値

注2：第1期計画策定後、日中一時支援事業に「心身障害児集団活動・訓練事業」、「登録介護者事業」、「サービスステーション事業」が加わりました

図表 21 地域生活支援事業の進捗率

進捗率 (%)	平成 19 年度	平成 20 年度
障害者相談支援事業(実施箇所数)	100.0	100.0
地域自立支援協議会設置事業	(設置済)	(設置済)
相談支援機能強化事業(相談員数)	116.7	116.7
成年後見制度利用支援事業(申立件数)	0.0	0.0
コミュニケーション支援事業		
手話通訳者派遣事業(派遣件数)	102.0	72.7
要約筆記者派遣事業(派遣件数)	0.0	66.7
手話通訳者設置事業(対応件数)	68.0	80.6
日常生活用具給付事業(給付件数)	98.8	109.8
移動支援事業(決定時間/月)	138.4	155.6
地域活動支援センター事業		
機能強化事業(箇所数)	100.0	100.0
その他事業		
福祉ホーム事業(延べ利用人数)	104.2	150.0
訪問入浴サービス事業(延べ利用人数)	79.0	69.3
知的障害者職親委託事業(延べ利用人数)	8.3	0.0
生活支援事業(延べ利用人数)	167.0	162.7
日中一時支援事業(支給決定人数/月)	462.0	460.6
社会参加促進事業		
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業(延べ参加人数)	373.3	405.0
点字・声の広報等発行事業(延べ利用人数)	105.0	100.0
手話・要約筆記・朗読奉仕員養成事業(受講人数)	426.1	264.0
自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業(件数)	50.0	60.0

注：進捗率 = 実績値 / 計画値 * 100 平成 20 年度実績は推計値

3 . アンケート・ヒアリング調査からみられるニーズ

アンケート調査及びヒアリング調査から次のような意見が提示されました。第1期計画の評価とともに、第2期計画の課題としてとらえる必要があります。

当事者・家族関係者等の意見

サービス	意見等
住まい	精神障害者の退院促進を進めるためには、住居、就労、家族支援、レスパイト(家族の休息)、当事者団体の活動運営などが不足している。借りる際の公的保証人制度が不足している。
就労	基本計画において目標としている“いせさき版障害者就労モデル”を実現すべき。 販路の拡大など作業所の経営ノウハウがないと工賃アップは難しい。
情報・相談	相談する場所がわからない障害者が多い。 障害者が使えるサービスのわかりやすいパンフレット保存版(一覧)がほしい。 相談支援センターの人員が不足しているのではないかと。対応が十分ではない。 相談支援センターはわかりやすい場所に設置すべき。 話を聞いてもらうだけで解決する問題もある。きめ細やかな相談支援が必要だ。 “FMいせさき”に情報を流したらもっと情報提供が充実する。
生活	通所施設に乗り入れるバスの運行を求めたい。現在では施設の利用時間とバスの運行時間が合わない。 障害者の一人暮らしが増えている。
柔軟なサービス	日常生活用具の支給決定に自治体間で差がある。利用者の利便性の向上を図るべきではないか。 他の市町のサービスも利用できるよう検討してほしい。
緊急時の対応	重度に対応するヘルパーが不足している。ヘルパー資格者を発掘し、緊急時に支援してもらえるような登録制度が必要。 緊急時に対応ができるステーションができないか。
地域福祉の推進	障害や障害者に対する市民の正しい理解を推進する必要がある。 他都市では好事例があるようだが、伊勢崎市ではボランティアは多いがニーズになかなかつなげられない。仕組みはどうなっているのか。

サービス提供者等の意見

第1期計画の課題

サービス	意見等
居場所	<p>収入が増え、豊かな生活を望むようになってきているが、土日など休日を過ごす場所がない。お金の使い方などの指導も必要になってきている。</p> <p>“まちかど喫茶”といった同じ立場の仲間と集いたいという欲求が出てきている。交通の便のよい、集まりやすい場所を提供したらどうか。見守る団体も必要になる。</p> <p>土日など休みの日にも出かけるために、バスの利便性を高める必要がある。</p>
住まい	<p>保護者の高齢化に伴い、ケアホーム等のニーズが高くなる。</p> <p>精神科病院退院後、家庭に戻ることも難しく、グループホームなど住まいの整備が求められている。</p>
就労	<p>就労継続B型も職場的なイメージが強くなってきており、収入が少しずつ増えるなど当事者の自信につながっている。</p> <p>障害者雇用を推進するために、働くことに満足感が得られる職場の開拓が必要。</p> <p>福祉的な就労をめざす子どもも少なくなく、進路は多様化している。</p> <p>他都市では、障害者雇用に取り組む事業所に対して商工会議所が表彰する制度があり、これにより雇用の場が広がっていると聞く。伊勢崎においても積極策が必要ではないか。</p>
相談支援	<p>障害者の相談は電話などではなく、対面で行うことが望ましい。相談・生活支援センターが市内に1箇所だけなので、身近なところで相談できる体制を整備してほしい。</p>
生活全般	<p>障害者が地域で安心して生活するためには、ボランティアの育成、交通手段の確保、緊急時に対応できる施設の確保とそのPRが必要。</p> <p>精神障害者に対応できるヘルパーが不足している。</p> <p>通学時の移動支援の希望が高い。</p>
サービスの質の向上	<p>質の高いサービスをめざすためには、開かれた施設を推進する必要がある。</p>

サービスの利用動向について

サービス	意見等
グループホーム・ケアホーム 福祉ホーム	<p>退院促進支援事業の推進により退院可能者の40%はグループホーム・ケアホームの利用が推測されている。</p> <p>地域移行の受け皿として、今後一層ニーズが高くなる。</p> <p>空き施設もあるが、馴染んだ地域での暮らしを希望する人が多く、量的な充足では対応できない難しさがある。</p>
就労継続支援B型	<p>就労移行支援利用期間の上限の2年ではなかなか就労に結びつきにくい。受け皿として利用増が予想される。</p> <p>また、保護者には職場への定着に対し不安が高く、はじめからB型利用を希望するケースも。</p>
移動支援	<p>現状では、週末の利用に集中している。</p> <p>知的障害児者の休日や余暇支援のニーズ、集団や車両移動型のニーズが高い。</p> <p>利用希望者は増加しているが、事業所の体制が整わない。</p>
相談支援	<p>今後のニーズは一層高まるので、相談支援センターの拡充が求められる。</p> <p>訪問して地域の潜在的ニーズを掘り起こすことも必要。</p>
日中一時支援	<p>土日、夏休み等長期休業中の利用が増加している。午前8時前や下校から午後8時までの預かり希望がある。</p> <p>平日、学校までの送迎希望者が多い。</p>
居宅介護	<p>長期入院、ひとり暮らし、障害者のみの世帯、高齢親との同居、産後精神障害を発症し家族の支援が難しい女性のケースなど多様なニーズが見られる。</p>
地域活動支援センター (・ ・ 型)	<p>特別支援学校卒業後の受け皿として利用が想定される。</p> <p>就労が困難な人の日中支援の場として、就労者の余暇支援やサロンとして日常生活の相談や支援機能をもつ支援センターが必要と思う。</p>

4 . 第 1 期障害福祉計画における課題

課題 1 : 相談支援の充実・強化 (サービスの利用促進含む)

障害者が地域で暮らしていくためには、自立支援のための様々なサービスを充実していくことはもちろんですが、多様な相談や情報提供に応じることができる総合的な相談支援体制が最も大切です。障害者相談支援事業所の利用は増えてきていますが、障害種別によっても利用頻度や満足度が異なります。相談しやすさに求めるものは多様です。きめ細やかな相談、質の高い相談体制が課題です。また、情報の収集も広報紙などでは伝わりにくいことも踏まえ、各事業所や地域活動支援センターにおける相談の充実など重層的な情報提供が必要となっています。

課題 2 : 住まいの確保

日常の中でもっとも不安なことは、将来にわたる生活の場がどうなるのかということですが、両親の高齢化に伴い、ケアホームやグループホームの整備を求める声は一層高くなっています。一方、事業者アンケートでは、グループホーム・ケアホームの事業継続や新規参入は報酬等の問題から困難と考えている事業者がいることがわかりました。

障害のある人の安全で安心な暮らしの基本となる住宅の整備を促進する必要があります。

また、精神科病院から退院可能な市民の地域移行 (退院促進) が図られることになっており、地域で生活する上で必要なサービスの整備と市民の理解が求められています。

課題 3 : 就労支援の充実

伊勢崎市障害者計画では、障害のある人がその適性や能力に応じて可能な限り希望する就労が実現できるよう、「いせさき版障害者就労モデル」の構築をめざしており、「地域自立支援協議会」の課題に障害者の就労支援を掲げ、関係機関による特定課題会議 (ワーキンググループ) を設置しています。

しかし働く意欲があってもこれを実現するためには、いまだに高いハードルがあります。就労支援事業所、関係機関との連携をさらに強化し、働きたいと希望する障害者の就労を促進する必要があります。就労支援事業所の充実とともに市の地域特性を踏まえた施設配置や関係機関の連携強化があらためて求められています。

課題4：自己実現の場の確保

障害の状況から継続的な就労が困難な人がいることも忘れてはなりません。障害のある人の自己実現の場、市民の誰もが集える地域住民との交流の場として、さらに地域活動支援センターの整備が求められています。このことは障害や障害のある人への正しい理解の普及と障害者に対する虐待防止の関心を高めることにつながるものです。

課題5：休日の居場所づくり

日中の活動は充実してきました。賃金が増えるなど、働くことの充実感を体験する人も増えています。しかし、土日などの休日には行き場がなく、休日の過ごし方に課題が生じています。金銭を手にするによって買い物をするなど消費生活にも関心が高くなっており、仲間との情報交換も求められるところです。

課題6：サービスの質の向上

事業者アンケートでは、利用者からの苦情への対応や虐待防止などサービスの質的向上については、社内規定やマニュアルなどを定めている事業所が多いことがわかりました。このような自主的な取り組みが継続されるよう注視していく必要があります。

また、障害者の増加や豊かな生活へのニーズの高まりとともに、サービス需要の増加が予想され、今後、様々な事業者の参入も期待されます。事業者アンケートでは福祉サービス第三者評価¹を行った事業者は26.9%（26事業所中7事業所）にとどまり、サービスの質の維持・向上が求められています。

課題7：障害者に対応できるヘルパーの確保

居宅介護（ホームヘルプサービス）は、障害の特性を理解して提供することがたいへん重要ですが、現状では障害者を介護する人材が不足しています。障害者を理解しているヘルパーを確保する必要があります。

¹ 福祉サービス第三者評価：

福祉サービスの質の向上を図るため、群馬県社会福祉協議会では、福祉サービス第三者評価制度を推進しています。この制度を推進することにより、利用者は、利用者本位のサービスを受けることができるようになります。また、福祉サービス事業者は、利用者への支援・援助内容の向上を図ることができ、より良いサービスを提供していくことが期待できます。現在では障害者施設のほか、保育所（園）、養護老人ホーム、軽費老人ホーム・ケアハウス、特別養護老人ホーム等が対象となっています。

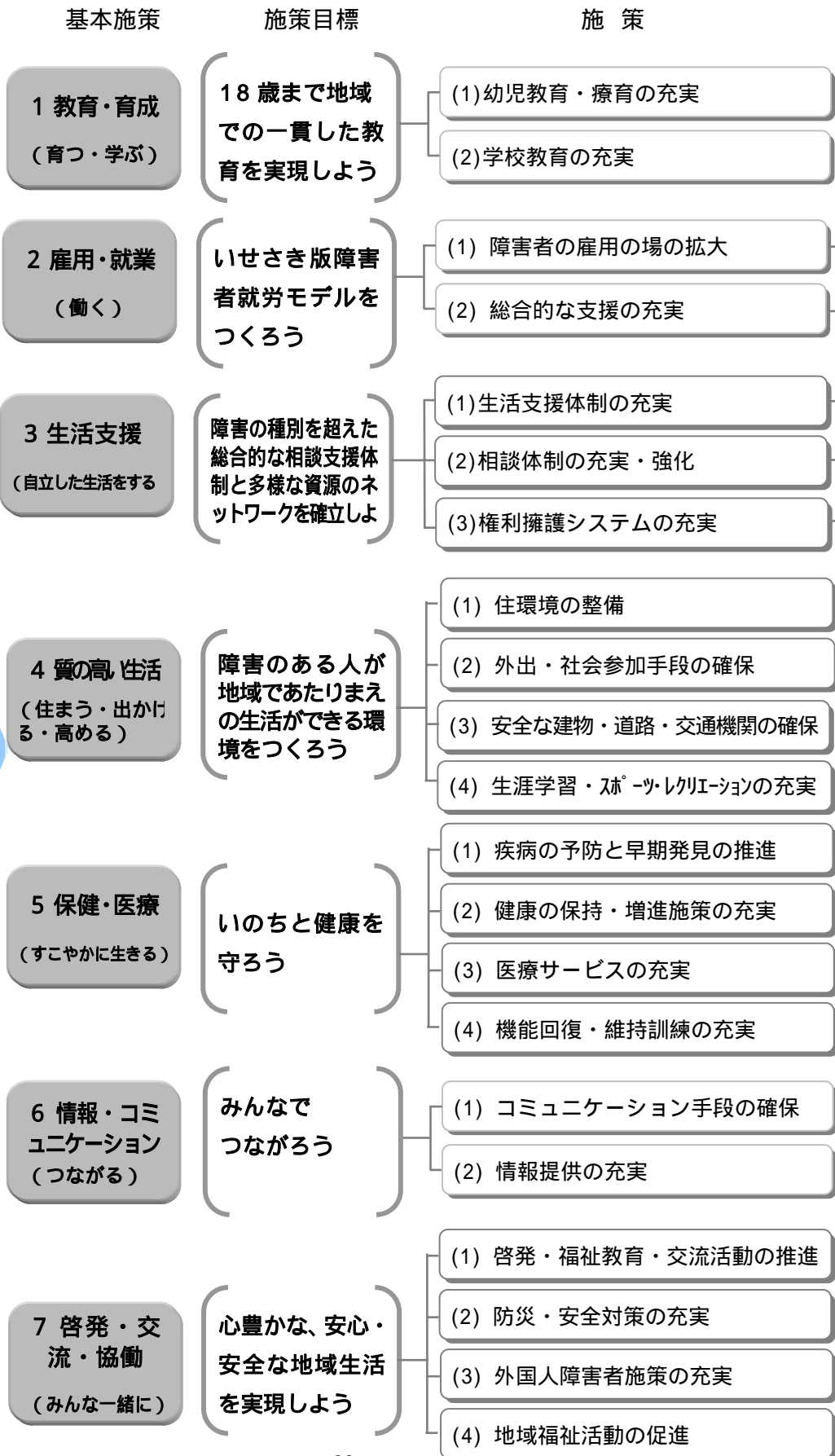


第3章 基本的な考え方

1. 目標と方針

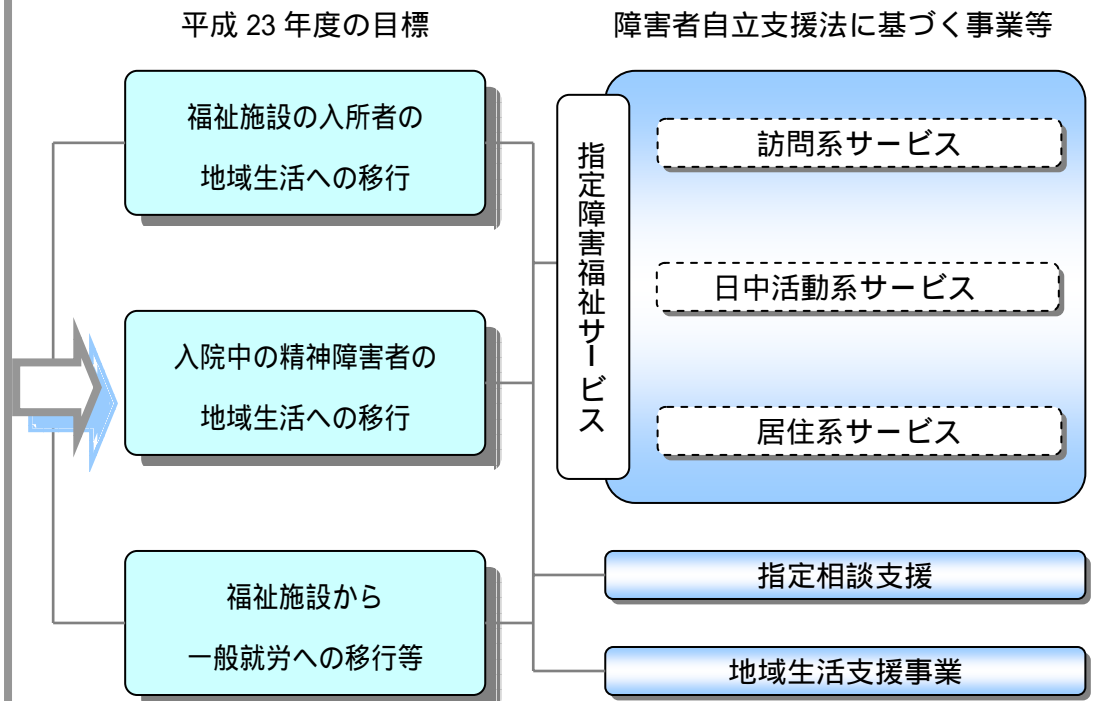
基本理念

障害のある人が生涯を通じていきいき暮らせるいせさきの実現



サービス提供体制の確保に関する目標等の設定

障害者自立支援法に基づき、自立と日々の生活の基盤づくりに向けた支援の具体化



(1) 方針

伊勢崎市総合計画に基づき、「20万市民が健康で安心して暮らせる県央都市 いせさき」を将来都市像にかかげ、市民と行政が連携・協働しながら、新しいまちづくりに取り組んでいるところです。

伊勢崎市地域福祉計画に基づき、市民一人ひとりが主体的に自分らしく生きることを前提に、市民相互の支え合う絆^{きずな}を結び、一人ひとりの“力”が集まってより大きな“力”となり、誰もが健康で、安心な生活を営むことができるよう、“20万市民の明日のあし^{あした}たのしみをつくろういせさきの絆^{きずな}づくり”を基本理念に、地域福祉を推進しています。

障害者計画において「障害のある人が 生涯を通じて いきいき暮らせる いせさきの実現」をめざしています。第2期計画は、「障害者自立支援法に基づき、自立と日々の生活の基盤づくりに向けた支援の具体化」を行う実施計画として位置づけています。

(2) 平成 23 年度の目標値の設定

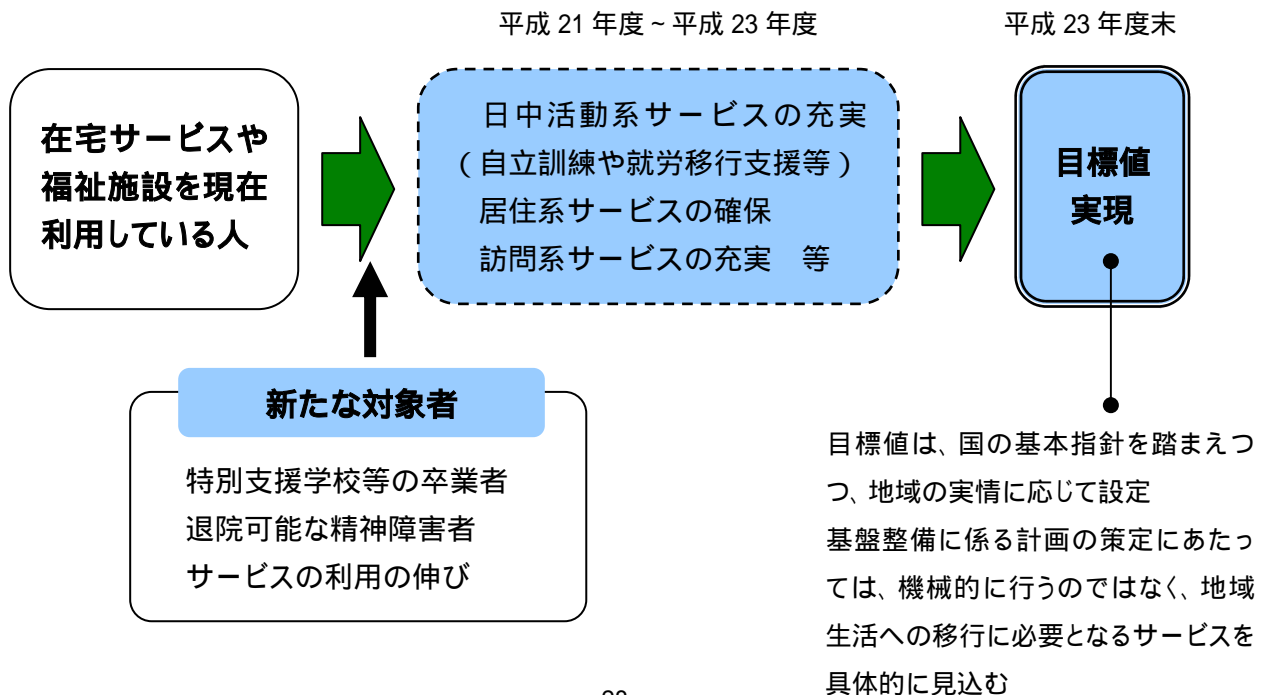
第2期計画では、障害者の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援を進めるため、現在の福祉施設が障害者自立支援法に基づく新しいサービス体系への移行を完了する平成 23 年度を目標年度として、次の3つの目標値を設定します。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

入院中の精神障害者の地域生活への移行

福祉施設から一般就労への移行等

図表 22 目標値実現までの流れ



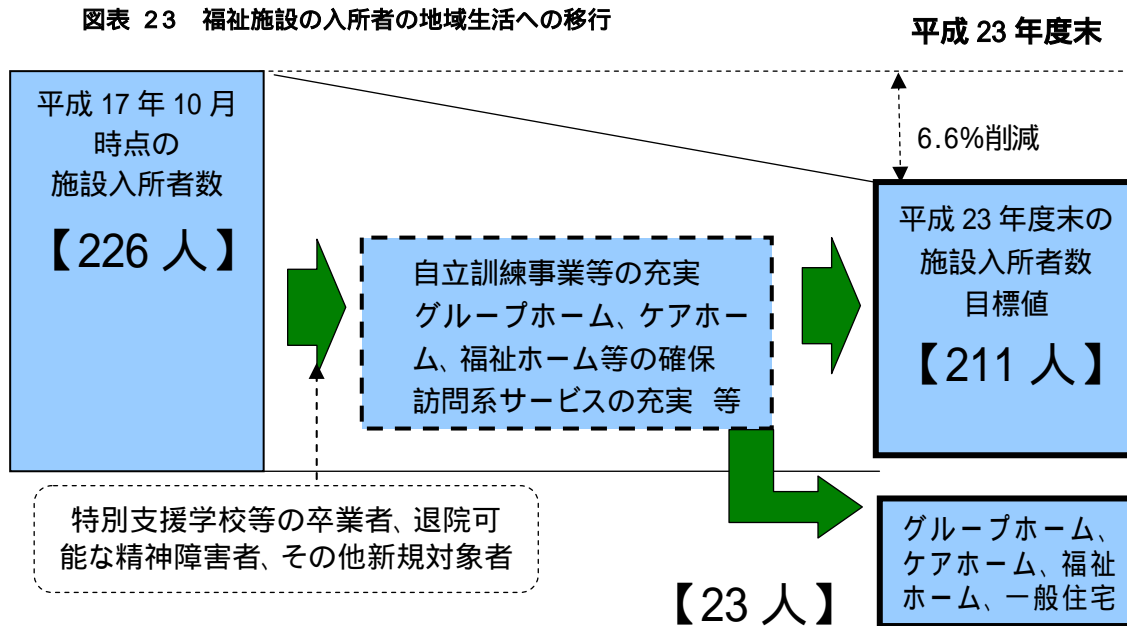
目標値の設定にあたっては、国の基本指針を踏まえつつ、本市の実情に応じて設定しています。また、設定した目標値の実現に向けて、既に在宅サービスや福祉施設を利用している人に加え、特別支援学校等の卒業生、退院可能な精神障害者など、今後サービスの利用が見込まれる人を対象に、日中活動系サービスの充実、居住系サービスの確保、訪問系サービスの充実を図り、地域生活への移行に必要なサービスを具体的に見込みます。

福祉施設の入所者の地域生活への移行

サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、第1期計画では平成23年度末における地域生活への移行に関する目標値を設定しました。

本市の福祉施設の入所者は、平成17年10月現在で226人となっています。第2期計画においても入所者数の10.2%の地域移行をめざし、平成23年度末では入所者の6.6%を削減します。なお、新たに施設に入所するケースについては、ケアホーム等での対応が困難な方などその必要性を判断することとします。

図表 23 福祉施設の入所者の地域生活への移行



施設入所者数の10.2%が移行（国の指針は1割移行）

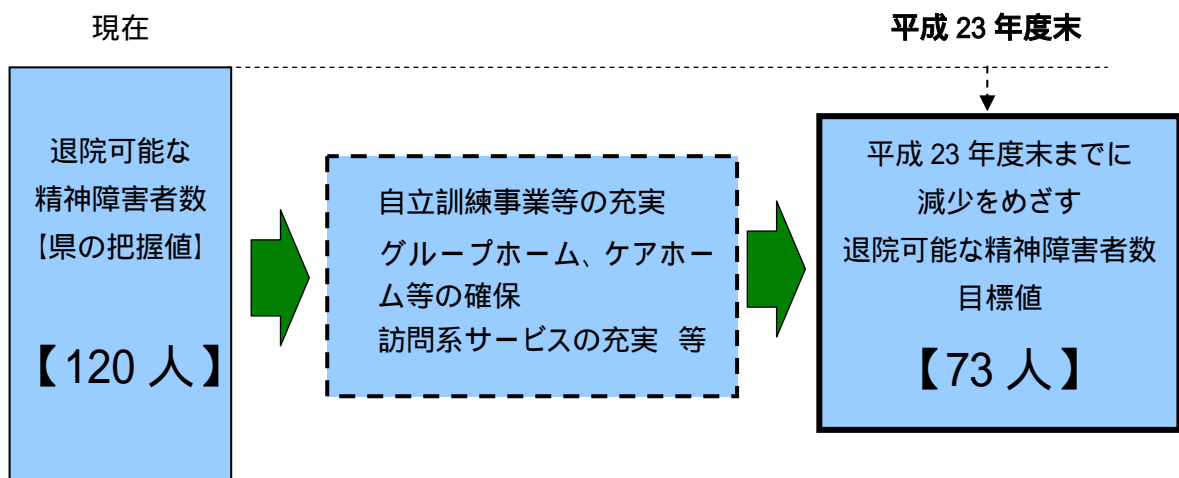
事 項	数 値	備 考
現入所者数(A)	226 人	平成 17 年 10 月の値 身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者更生施設、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設(入所)の入所者数の計
目標年度入所者数(B)	211 人	平成 23 年度末時点の見込み
削減見込目標値	15 人 削減率 (6.6%)	(A) - (B)の値
地域移行目標数	23 人 移行率 (10.2%)	施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行する者の数

入院中の精神障害者の地域生活への移行

地域での受け入れ条件が整えば、退院可能な精神障害者の地域生活への移行を推進する観点から、本市の退院可能精神障害者 120 人について、第 1 期計画では平成 23 年度末までの退院可能な精神障害者の入院数の減少の目標値を 23 人と設定しました。

県の調査等により、第 2 期計画では 73 人の減少目標とします。

図表 24 入院中の精神障害者の地域生活への移行



事 項	数 値	備 考
現在数	120 人	第 1 期計画策定時の退院可能精神障害者数
目標減少数	73 人	上記のうち、平成 23 年度末までに減少をめざす数

福祉施設から一般就労への移行等

第1期計画では、サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方に即して、平成23年度中における福祉施設から一般就労への移行者を現在の4倍以上と基本指針で示されました。

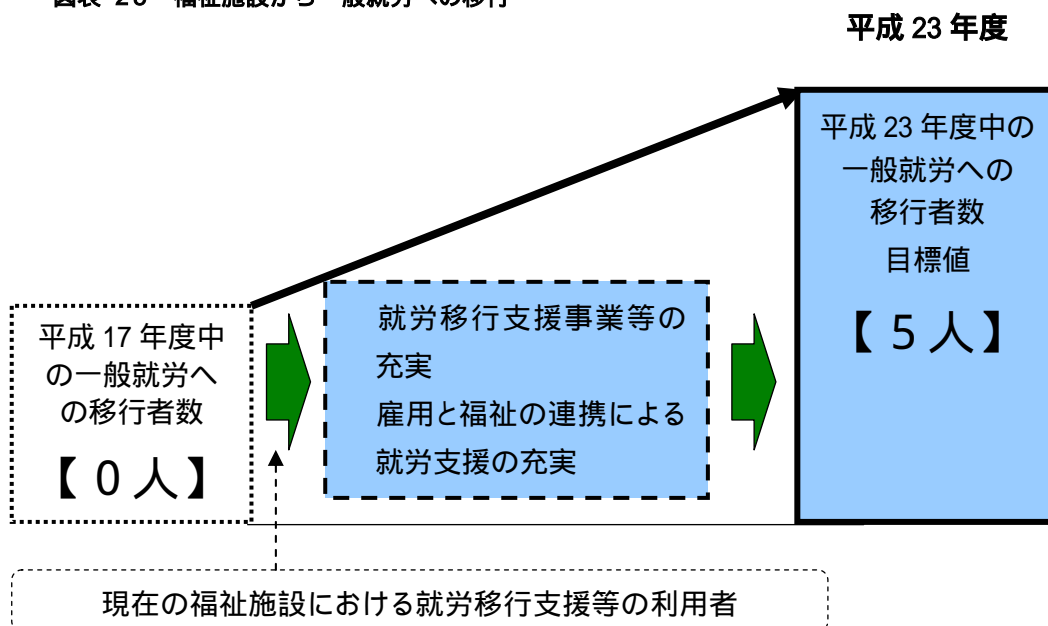
第2期計画においては第1期計画に掲げた目標を継承し、平成23年度の一般就労移行者数を5人と設定し、公共職業安定所や福祉施設の連携のもとで、就労移行支援の充実を図り、目標値の実現をめざします。

また、第2期計画では障害者の一般就労への移行を促進するため、障害者等への理解の促進を図ります。

市役所の障害者雇用については、現在の法定雇用率を上回っている状況を維持することに努めます。

さらに県が工賃倍増5か年計画を策定したことにより、市役所からの受注機会の拡大を進め、福祉施設の製作品の販路拡大に努めます。

図表 25 福祉施設から一般就労への移行



事 項	数 値	備 考
年間一般就労移行者数	0 人	平成17年度において福祉施設を退所し、一般就労した者の数
目標年度における年間一般就労移行者数	5 人	平成23年度において福祉施設を退所し、一般就労する者の数

2. 第2期障害福祉計画における重点的な取組

方針1 安心な生活

3 障害が共通の制度の下でサービス提供が行われることを踏まえつつ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、きめ細やかな介護者への支援と質の高いサービスの提供に取り組みます。

利用者本人の希望と障害特性を勘案した施設利用を推進し、誰もが身近な地域での居場所が確保できるよう、本市の地域特性を踏まえた施設配置をめざし、事業者の協力を求めています。

事業者の経営健全化を支援し、利用者のニーズに合った質の高いグループホーム、ケアホームの整備について、事業者の意向を把握しながら、協働して進めていきます。

当事者や家族が安心した地域生活を維持できるよう、緊急時の体制も研究していきます。

取組	今後の方向性
ア 相談支援の強化	市民に対して相談支援事業を普及啓発します。 地域に密着した身近な相談場所の普及に努めます。 地域の身近な相談者として期待される民生委員に障害者理解のための研修等を充実します。 夜間、休日の相談体制の充実を検討します。
イ 情報提供の充実	利用者の立場に立ったサービス利用案内の作成を検討します。 広報紙・FMいせさきを活用した情報提供を推進します。
ウ 地域活動支援センターの機能強化	地域と連携して障害者の理解を推進し、コミュニティーづくりを行う事業を実施します。 利用者のニーズに合せた事業を実施します。
エ 居場所づくり	地域の施設等を活用し、休日に気軽に集まれる場の整備を検討していきます。 支援者の発掘と養成を推進します。
オ 市民ボランティアの活用	市民ボランティアの活用について、市社会福祉協議会と協働し、推進します。
カ グループホーム・ケアホームの整備促進	事業者へ適切な情報を提供するとともに、事業者の協力を得ながら施設整備に取り組みます。

取組	今後の方向性
キ ヘルパーの確保と質の向上	<p>障害特性を理解するためのヘルパー研修について広報し、普及していきます。</p> <p>介護保険事業所に障害者自立支援法を周知し、障害福祉サービスへの関与を促します。</p> <p>ヘルパー事業所に対して障害福祉サービス向上に関する情報提供を図ります。</p>
ク 緊急ステーションの研究	<p>障害者やその家族の緊急時における対応が可能な体制について研究します。</p>
ケ 精神障害者の地域移行（退院促進）の充実	<p>退院後、地域生活を送る上で各種サービスを利用することが想定されます。サービス利用がスムーズに進むよう精神障害者保健福祉手帳の取得を促します。</p>
コ 通学の支援	<p>地域自立支援協議会特定課題会議（平成20年度設置）で引き続き研究していきます。</p>

方針2 豊かなサービス利用

市民のニーズの把握と事業の工夫を重ねながら、市民生活を支える地域生活支援事業にきめ細やかに取り組んでいきます。

取組	今後の方向性
ア コミュニケーション支援事業・社会参加促進事業	<p>要約筆記者派遣事業及び手話通訳者派遣事業を充実するため、要約筆記者奉仕員及び手話奉仕員の養成の充実を図ります。</p> <p>広報紙等、録音テープによる広報を一層充実します。</p>
イ 日常生活用具給付事業	<p>日常生活用具給付事業の利用促進を図ります。</p>

方針3 就労の促進

地域自立支援協議会において、本市の実情に合った就労支援のあり方を検討しながら、関係機関や就労支援事業所とのネットワークに一層、取り組みます。

取組	今後の方向性
ア 就労支援事業所の充実	就労に関する行政機関や企業、団体等と連携し、就労を推進します。 施設職員の交流や研修により、就労支援への意識の向上を図ります。



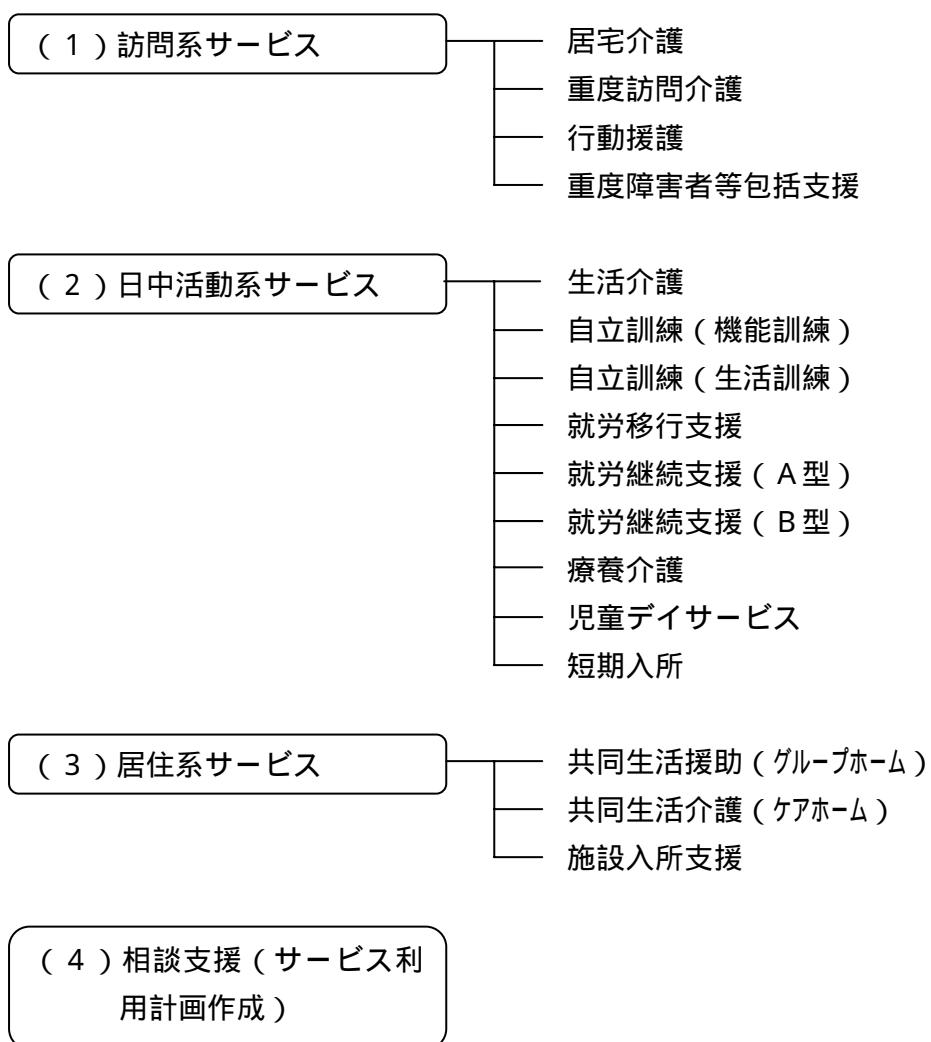
第 4 章 サービス提供体制の確保に関する 基本的な考え方

1. 指定障害福祉サービス及び指定相談支援の見込量の設定

本市は、平成 23 年度の目標値の実現に向けて、指定障害福祉サービス及び指定相談支援の各サービスについて、サービス利用の伸びや新たなサービス対象者等を勘案しつつ、平成 21 年度から平成 23 年度の各年度における見込量を設定し、その確保に努めていきます。

見込量を設定するサービスは、次のとおりです。

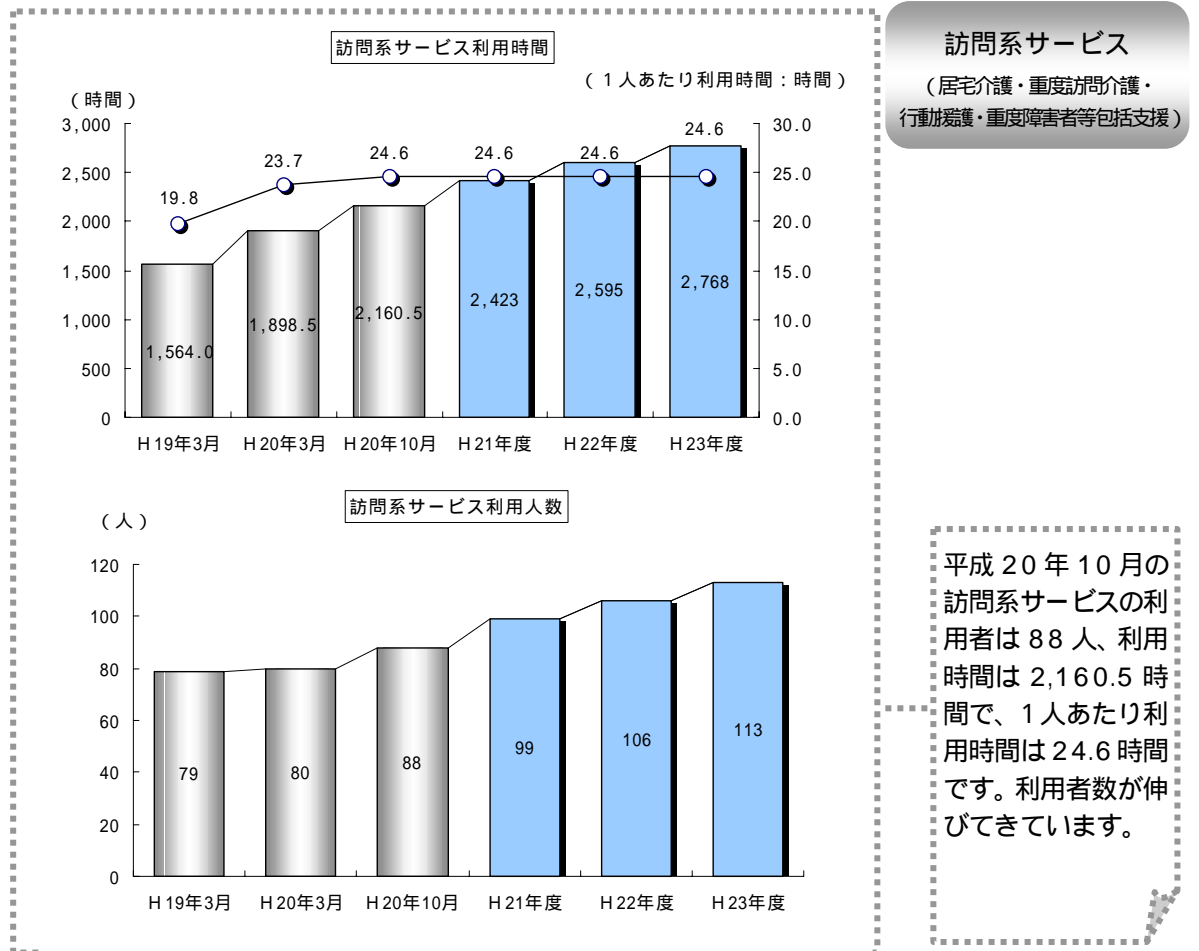
図表 26 指定障害福祉サービス及び指定相談支援一覧



(1) 訪問系サービス

サービスの現状と見込量

図表 27 訪問系サービスの実績の推移と見込量（月間）



サービス見込量設定の考え方

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
居宅介護	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います。	延べ利用量 (時間/月) 実利用者数 (人/月)	これまでの利用者の伸びに基づき推計し、平成20年10月の利用実績(支払いベース)における1人あたり利用時間を乗じて算出しました。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。		
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するとき、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。		
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。		

各年度のサービス見込量とその確保の方策

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、3障害が共通の制度のもとでサービス提供が行われることを踏まえつつ、サービス提供事業者に対して障害特性を理解したヘルパーの確保・養成を促し、サービスの充実に努めていきます。

また、重度訪問介護や行動援護、重度障害者等包括支援については、サービス対象者を適切に把握し、ニーズに応じたサービス提供事業者の確保に努めます。

図表 28 訪問系サービスの見込量(月間)

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
居宅介護 重度訪問介護	時間/月	2,423	2,595	2,768
行動援護 重度障害者等包括支援	人/月	99	106	113

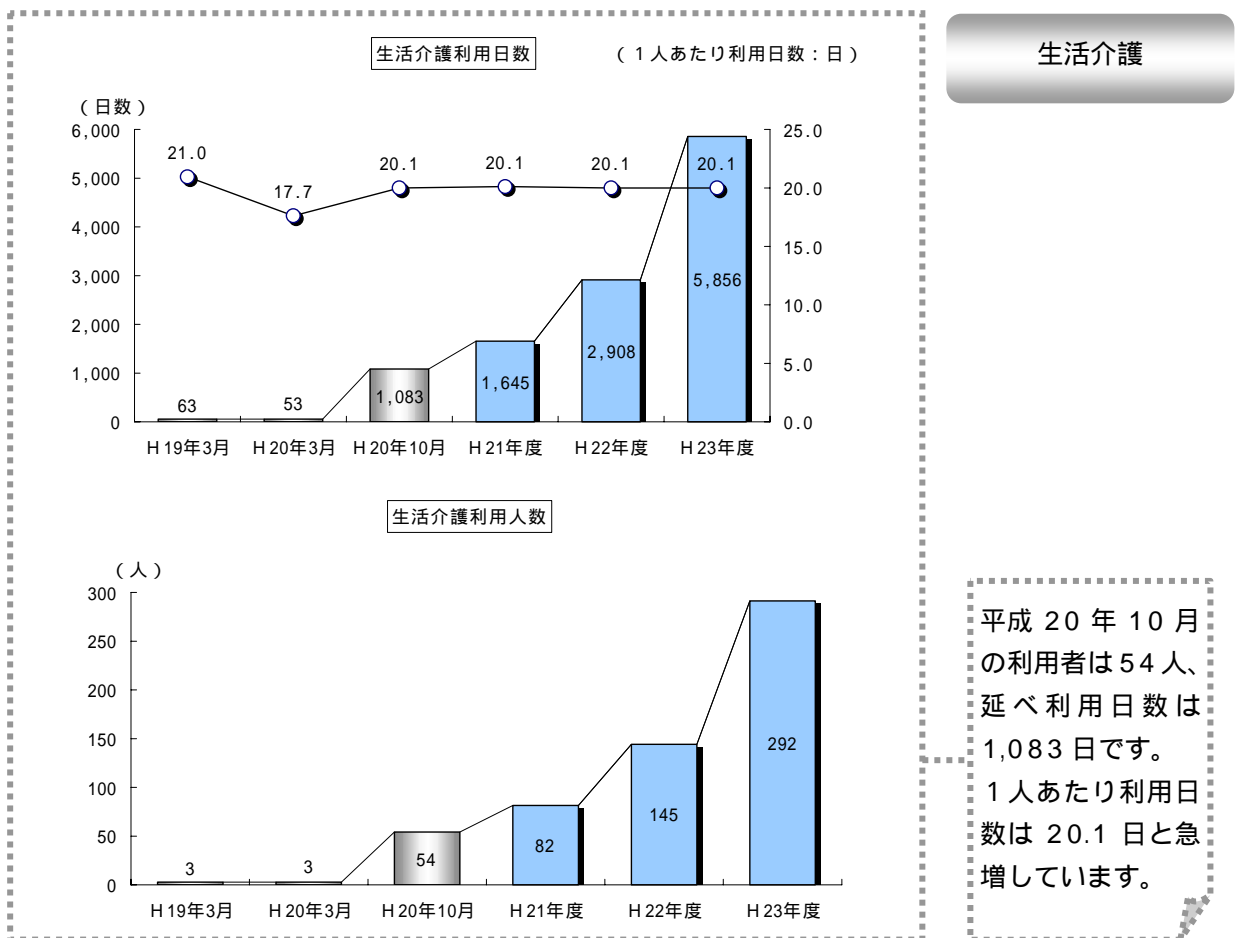
(2) 日中活動系サービス

第1期計画の実績を踏まえ、利用の伸びや新体系への移行、新たな利用者を勘案して第2期計画の見込量を設定しています。

生活介護

サービスの現状と見込量

図表 29 生活介護の実績の推移と見込量（月間）



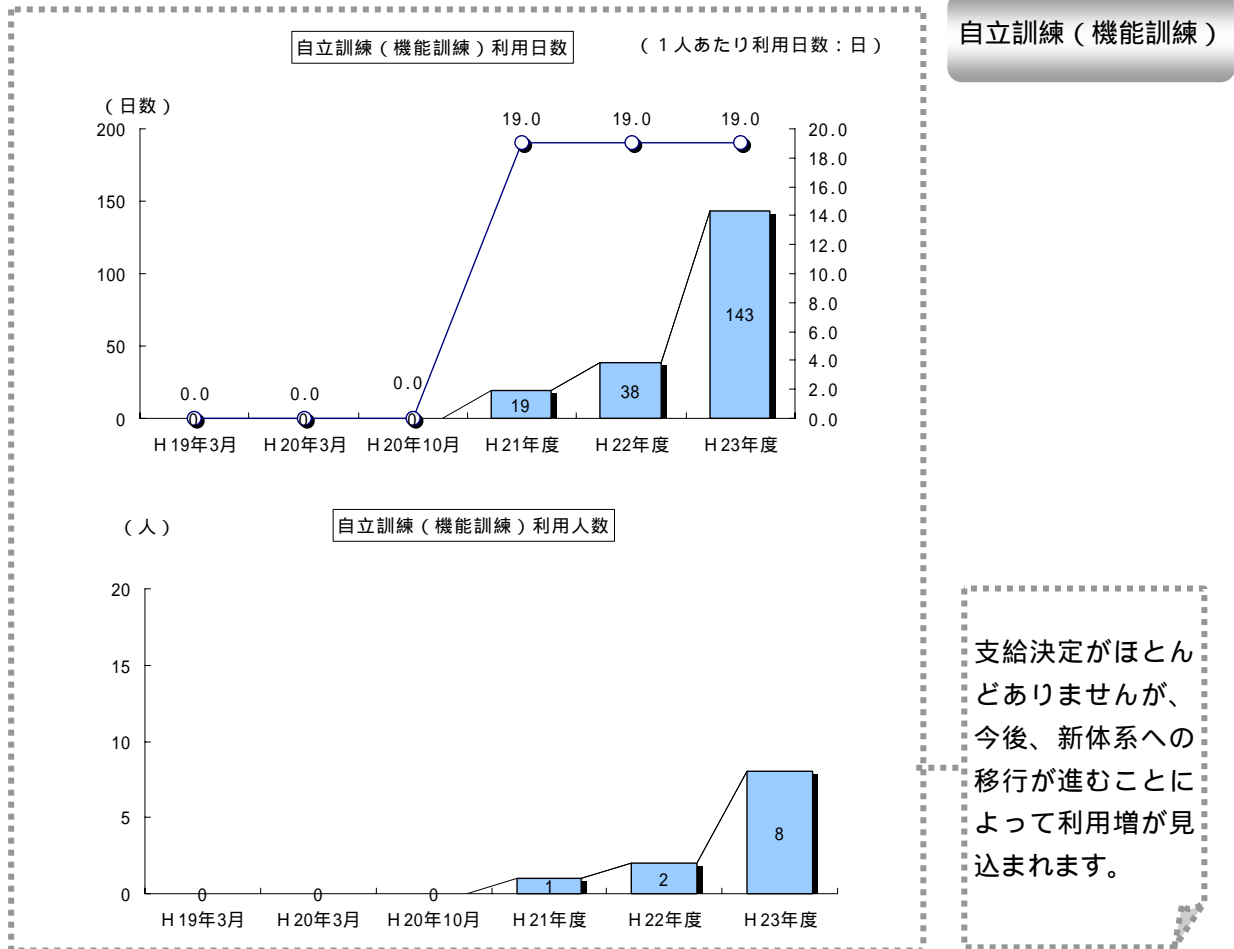
サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
常に介護を必要とする人に、昼間、障害者支援施設等において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。	延べ利用量 (人日/月) 実利用者数 (人/月)	利用者数に1人あたり利用日数を乗じて算出しています。 平成20年10月の利用者数の実績(支払いベース)を基本に、新体系への移行分等を上乘せします。 1人あたり利用日数は平成20年10月実績20.1日/人で見込みます。

自立訓練（機能訓練）

サービスの現状と見込量

図表 30 自立訓練（機能訓練）の実績の推移と見込量（月間）



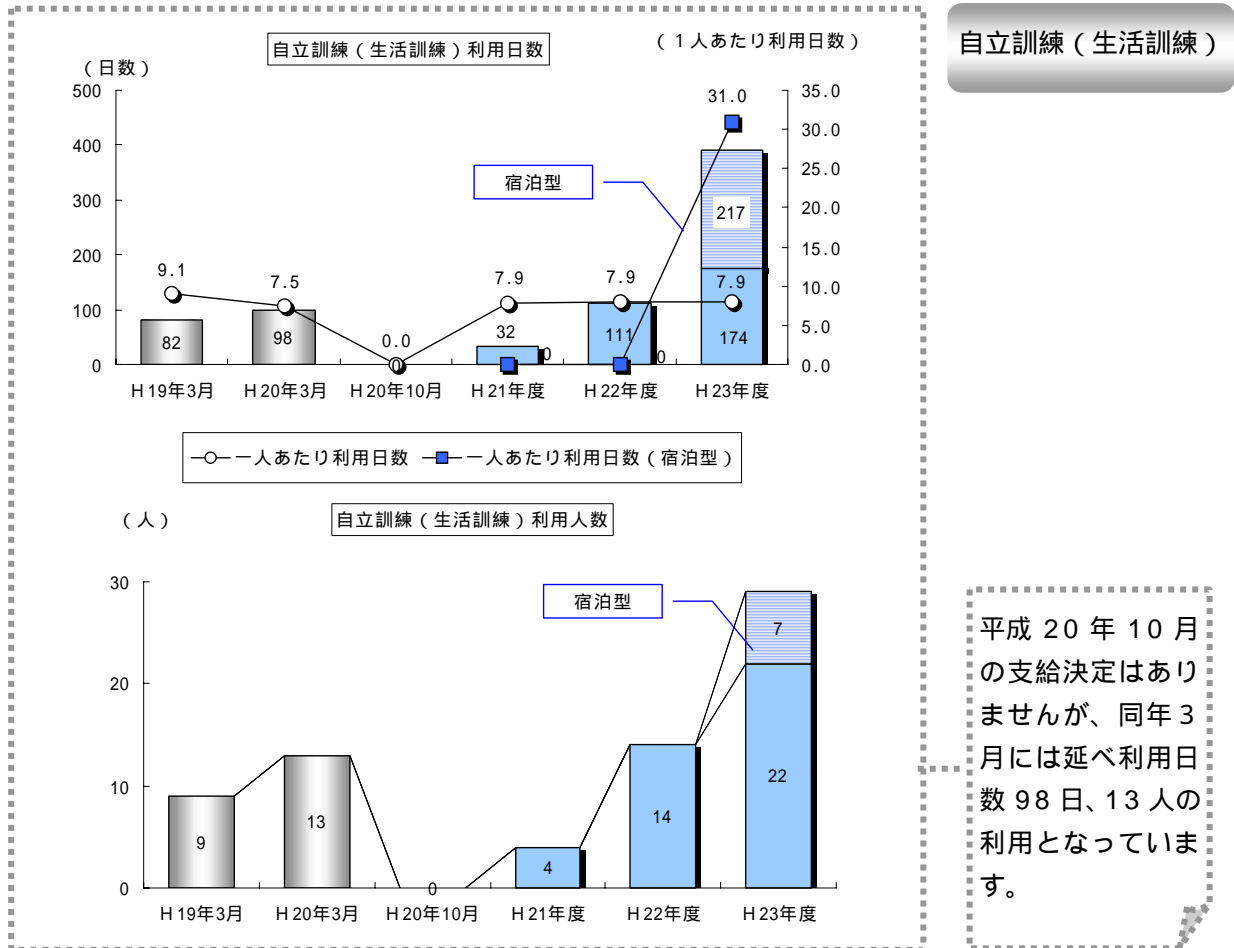
サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
自立した日常生活、社会生活が送れるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（18か月）】	延べ利用量 (人日/月) 実利用者数 (人/月)	利用者数に1人あたり利用日数を乗じて算出しています。 過去の利用実績から19日/人で見込みます。

自立訓練（生活訓練）

サービスの現状と見込量

図表 31 自立訓練（生活訓練）の実績の推移と見込量（月間）



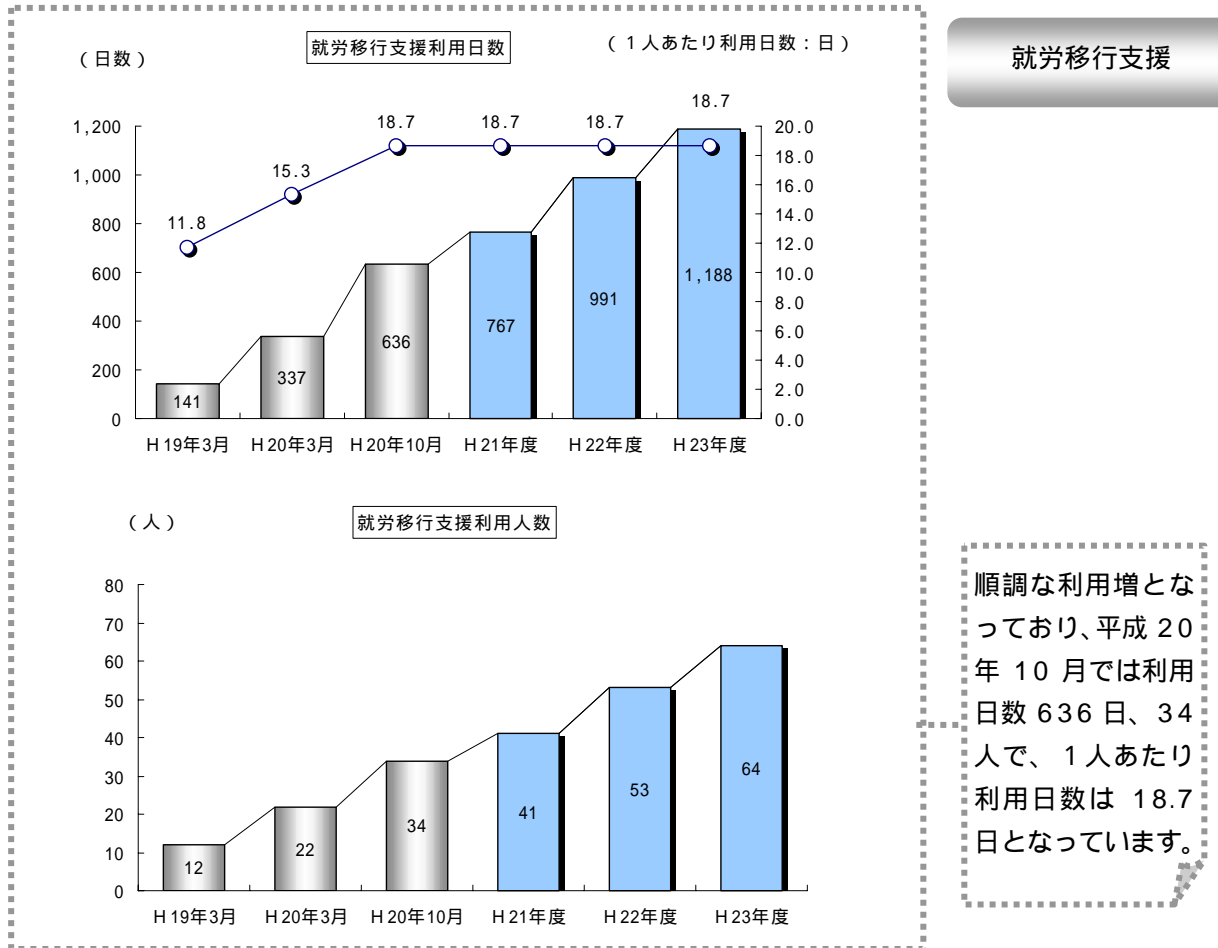
サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
自立した日常生活、社会生活を送れるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】 【長期入所・入院（36か月）】	延べ利用量 (人日/月) 実利用者数 (人/月)	平成23年度から、宿泊型を見込んでいます。 利用者数に1人あたり利用日数(宿泊型は31日、それ以外は7.9日)を乗じて算出しています。

就労移行支援

サービスの現状と見込量

図表 32 就労移行支援の実績の推移と見込量（月間）



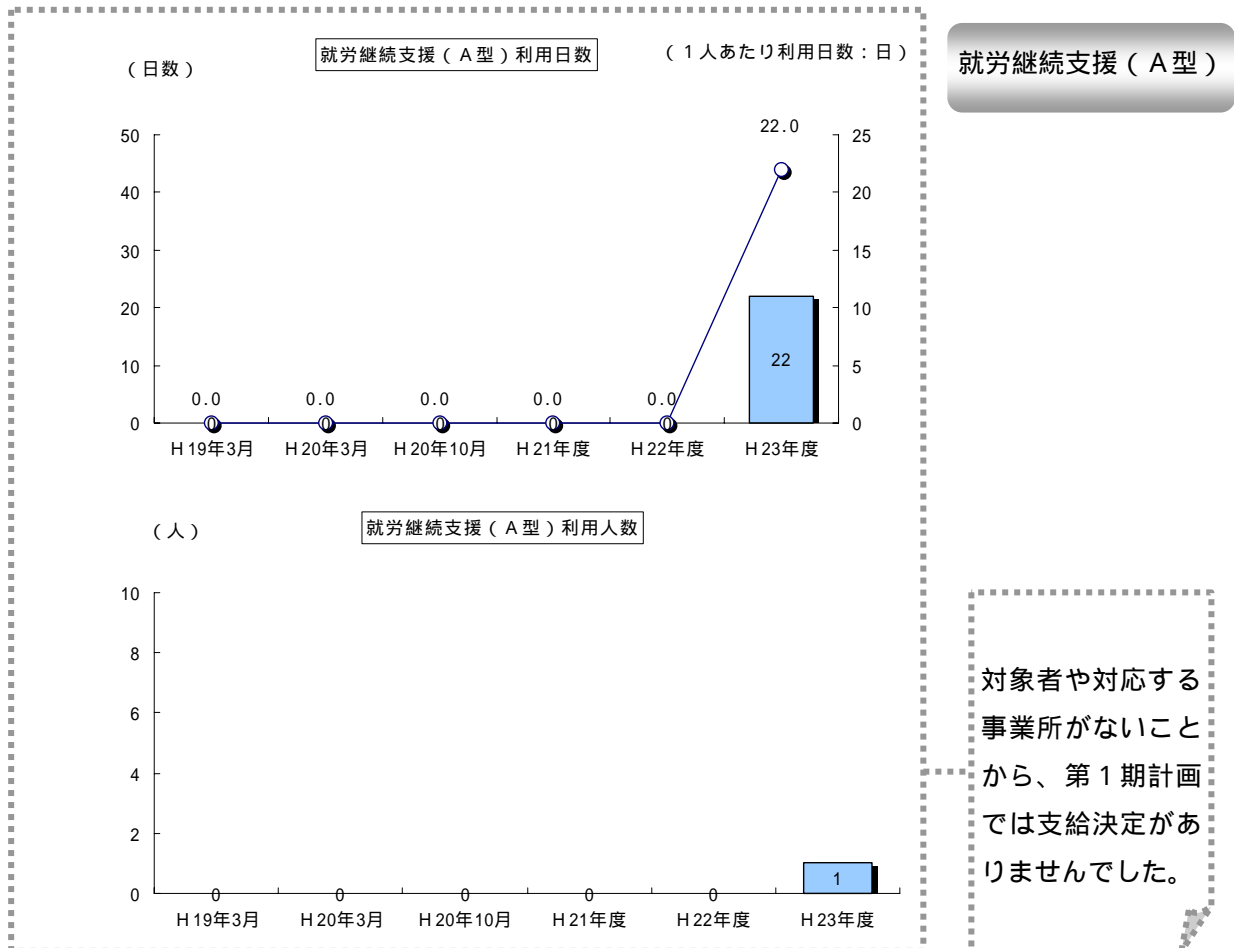
サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練を行います。 【標準利用期間（24か月）】	延べ利用量 （人日／月） 実利用者数 （人／月）	利用者数に1人あたり利用日数を乗じて算出しています。 平成20年10月の利用実績（支払いベース）を基本に、新体系移行分等を上乘せしています。 1人あたり利用日数は平成20年10月実績18.7日／人で見込みます。

就労継続支援（A型）

サービスの現状と見込量

図表 33 就労継続支援（A型）の実績の推移と見込量（月間）



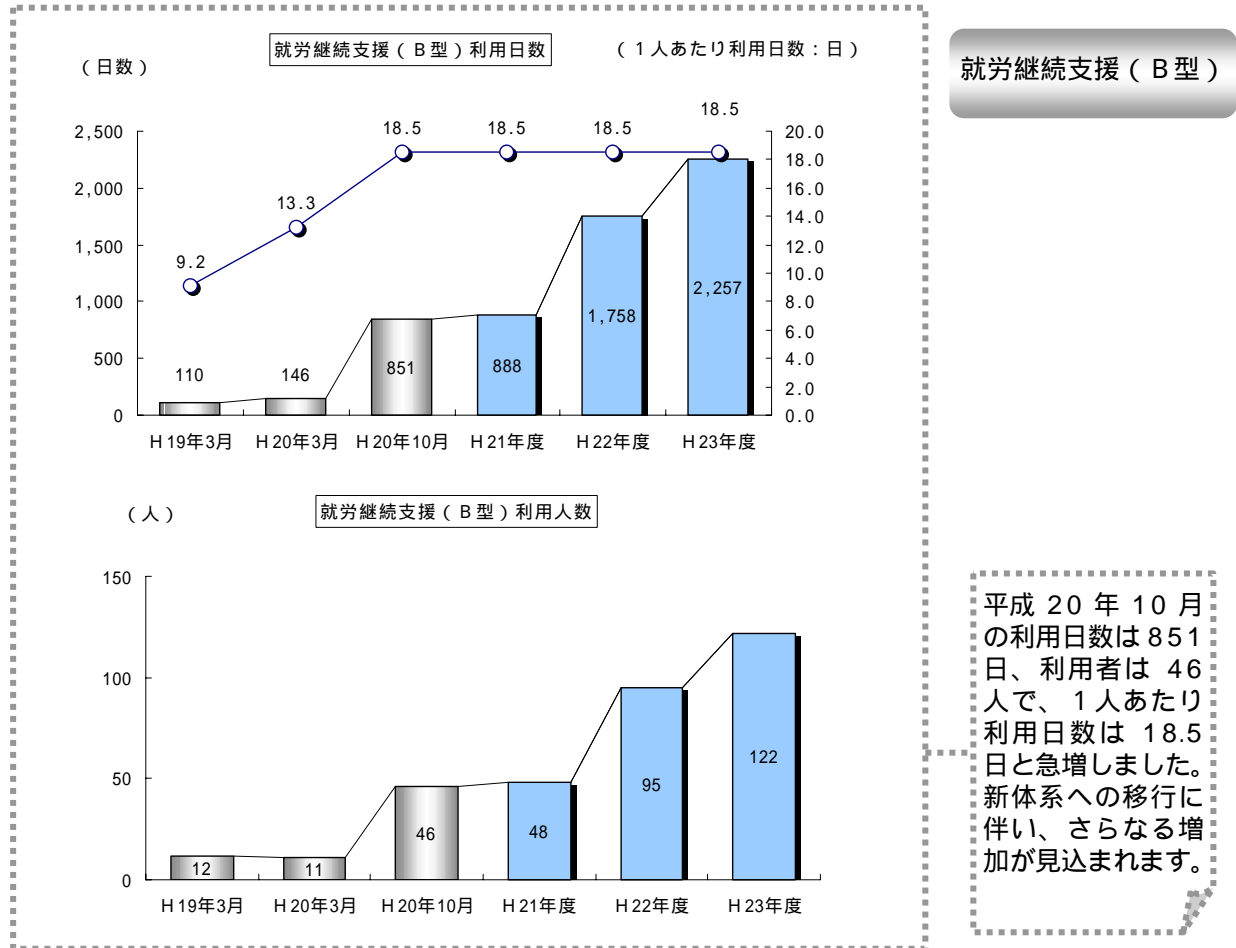
サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。一般就労に必要な知識・能力が高まった場合には、一般就労に向けた支援が提供されます。</p> <p>なお、労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。</p>	<p>延べ利用量 (人日/月)</p> <p>実利用者数 (人/月)</p>	<p>利用者数に1人あたり利用日数を乗じて算出しています。</p> <p>新体系への移行分等を見込みます。</p>

就労継続支援（B型）

サービスの現状と見込量

図表 34 就労継続支援（B型）の実績の推移と見込量（月間）



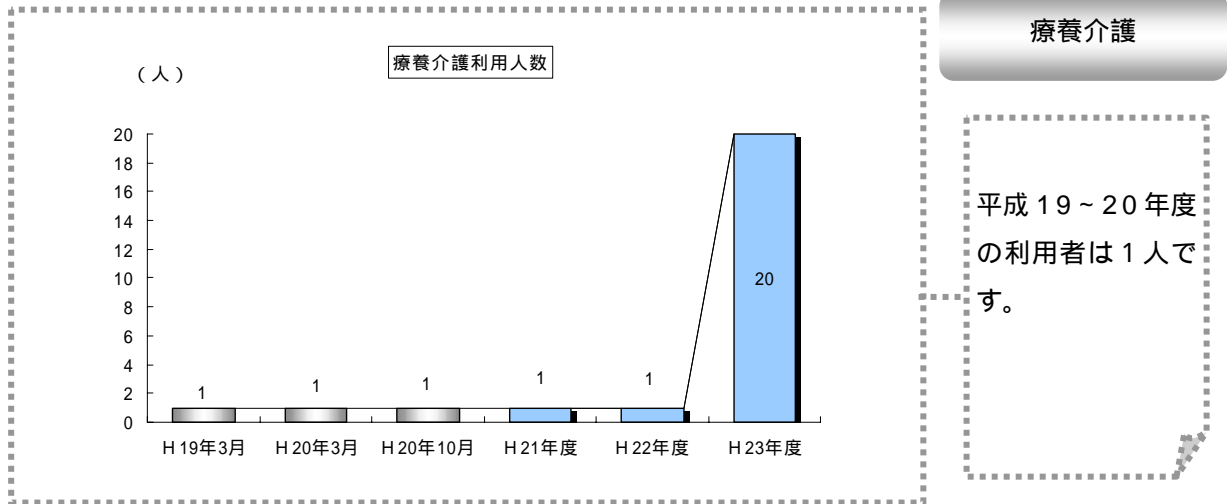
サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
<p>一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供します。就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）</p> <p>一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p>	<p>延べ利用量 (人日/月)</p> <p>実利用者数 (人/月)</p>	<p>利用者数に1人あたり利用日数を乗じて算出しています。</p> <p>平成20年10月の利用実績（支払いベース）を基本に、新体系移行分等を上乘せしています。</p> <p>1人あたり利用日数は平成20年10月実績18.5日/人で見込みます。</p>

療養介護

サービスの現状と見込量

図表 35 療養介護の実績の推移と見込量（月間）



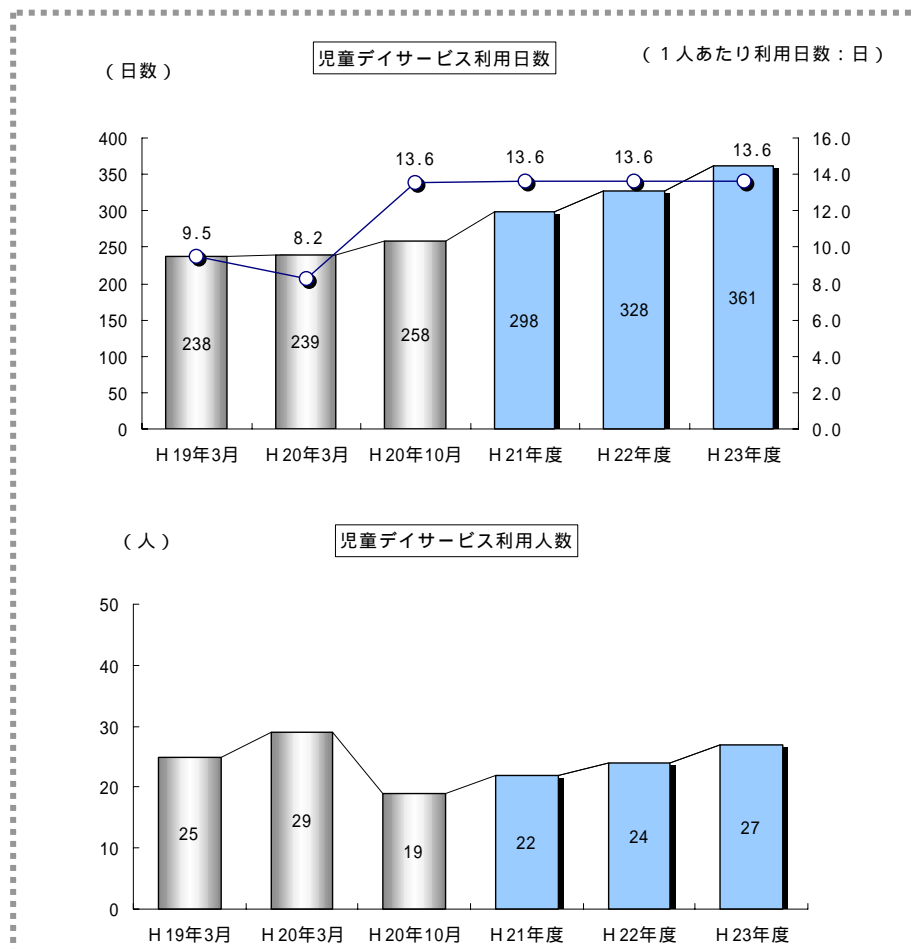
サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
医療を必要とし、常に介護を必要とする人に、昼間、病院等において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話をを行います。	実利用者数 (人/月)	平成20年10月の利用者数に、18歳以上の重度心身障害児(者)施設入所者の移行数(県調査による)を上乗せし、見込みます。

児童デイサービス

サービスの現状と見込量

図表 36 児童デイサービスの実績の推移と見込量（月間）



児童デイサービス

平成20年10月の利用日数は258日、利用者は19人で、1人あたり利用日数13.6日となっています。市内の児童デイサービス事業所の減により、利用者についても減少しました。

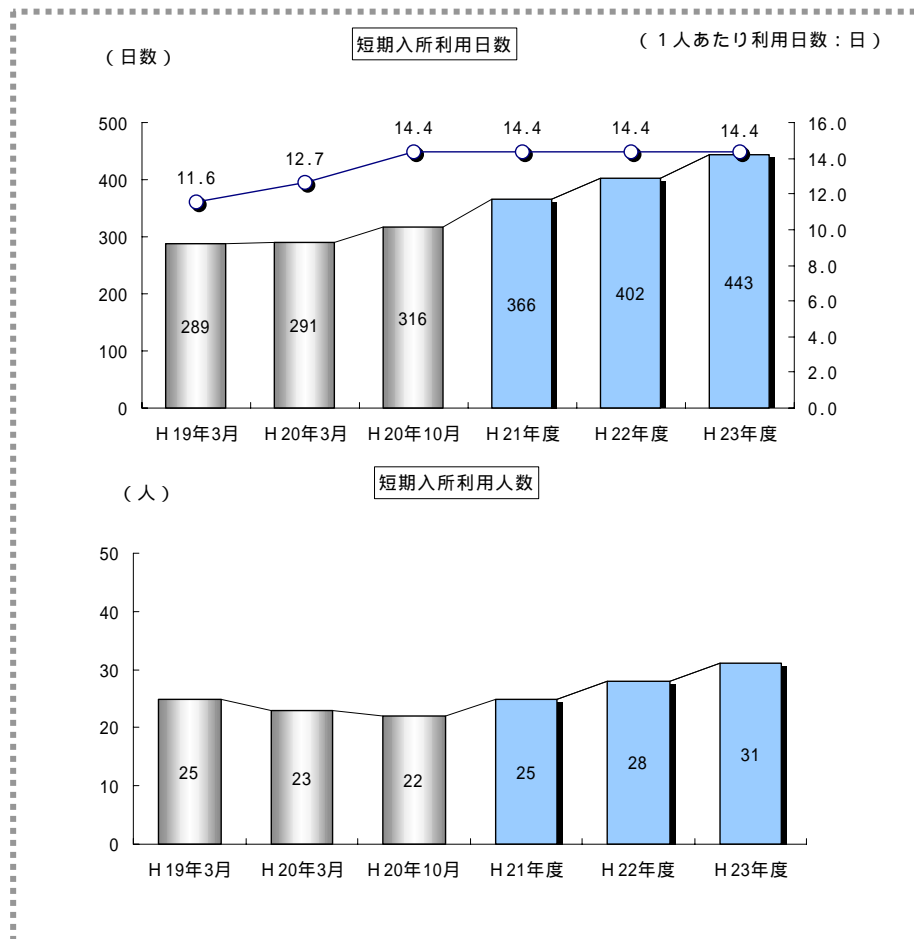
サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
障害児に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。	延べ利用量 (人日/月) 実利用者数 (人/月)	利用者数に1人あたり利用日数を乗じて算出しています。 第1期計画における伸び率と同様の1割増の利用者を見込みます。 1人あたり利用日数は平成20年10月実績13.6日/人で見込みます。

短期入所

サービスの現状と見込量

図表 37 短期入所の実績の推移と見込量（月間）



短期入所

平成20年10月の利用日数は316日、利用者は22人で、1人あたり利用日数は14.4日となっています。支給決定者数は多いですが、実際の利用者数は少ないという傾向があります。

サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め、施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	延べ利用量 (人日/月) 実利用者数 (人/月)	利用者数に1人あたり利用日数を乗じて算出しています。 第1期計画における伸び率と同様の1割増の利用者を見込みます。 1人あたり利用日数は平成20年10月実績14.4日/人で見込みます。

日中活動系サービスの各年度のサービス見込量とその確保のための方策

サービス見込量の確保にあたっては、サービス利用希望者を適切に把握するとともに、今後想定されるニーズに対応できるよう、サービス提供事業者の確保に努めます。

また、就労移行支援や就労継続支援については、利用者における自立した生活を支えることができるよう、福祉施設と地域の関係機関、企業などの連携のもとで、工賃の確保にも留意していきます。

さらに、生活介護や短期入所など、そのほかの日中活動系サービスについても、身近な地域で必要なサービスを利用できるよう、サービス提供体制の整備に努めていきます。

図表 38 日中活動系サービスの見込量（月間）

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
生活介護	人日 / 月	1,645	2,908	5,856
	人 / 月	82	145	292
自立訓練（機能訓練）	人日 / 月	19	38	143
	人 / 月	1	2	8
自立訓練（生活訓練）	人日 / 月	32	111	391
	人 / 月	4	14	29
就労移行支援	人日 / 月	767	991	1,188
	人 / 月	41	53	64
就労継続支援（A型）	人日 / 月	0	0	22
	人 / 月	0	0	1
就労継続支援（B型）	人日 / 月	888	1,758	2,257
	人 / 月	48	95	122
療養介護	人 / 月	1	1	20
児童デイサービス	人日 / 月	298	328	361
	人 / 月	22	24	27
短期入所	人日 / 月	366	402	443
	人 / 月	25	28	31

(3) 居住系サービス

居住系サービスについては、平成15年度以降、支援費制度等に基づき、法定施設（入所）や知的障害者通勤寮、グループホーム等により、居住の場を提供するサービスが実施されてきました。

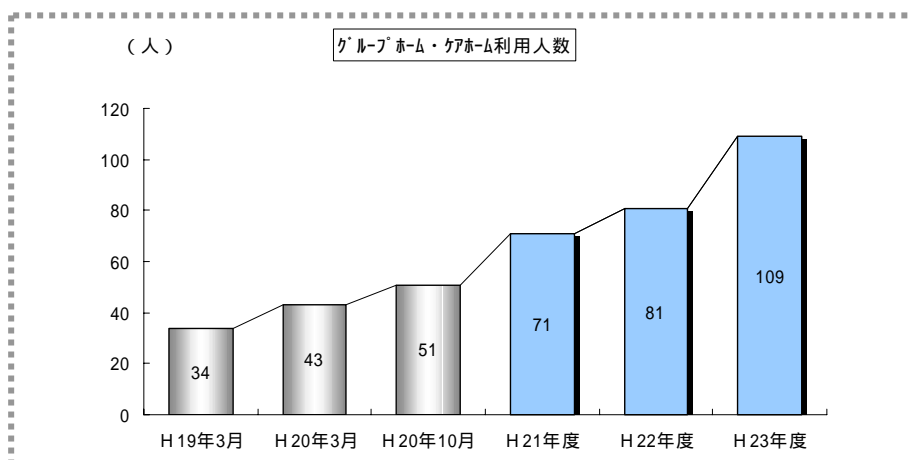
共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

サービスの現状と見込量

グループホーム・ケアホームの過去3年間の利用状況は、緩やかな増加傾向となっています。

今後は、施設入所者や退院可能精神障害者の地域生活への移行を見すえて、グループホームやケアホームの提供体制を整備することが課題です。

図表 39 共同生活援助・共同生活介護の実績の推移と見込量（月間）



共同生活援助（グループホーム）・共同生活介護（ケアホーム）

平成20年10月では利用者51人となっています。今後のニーズは福祉施設や精神科病院からの地域移行と事業者の動向が影響を与えます。

サービス見込量設定の考え方

サービス種別	実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
共同生活援助 (グループホーム)	介護を必要としない、就労または自立訓練、就労移行支援等を利用している知的障害者、精神障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談、食事提供等の日常生活上の援助を提供します。	実利用者数 (人/月)	事業者動向等を勘案して新規利用者を見込みます。
共同生活介護 (ケアホーム)	介護を必要とする知的障害者、精神障害者に対し、夜間や休日、共同生活を行う住居において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います。		

各年度のサービス見込量とその確保の方策

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

サービス見込量の確保にあたっては、事業者による共同生活援助(グループホーム)や共同生活介護(ケアホーム)の整備を促進するよう、協力を求めます。

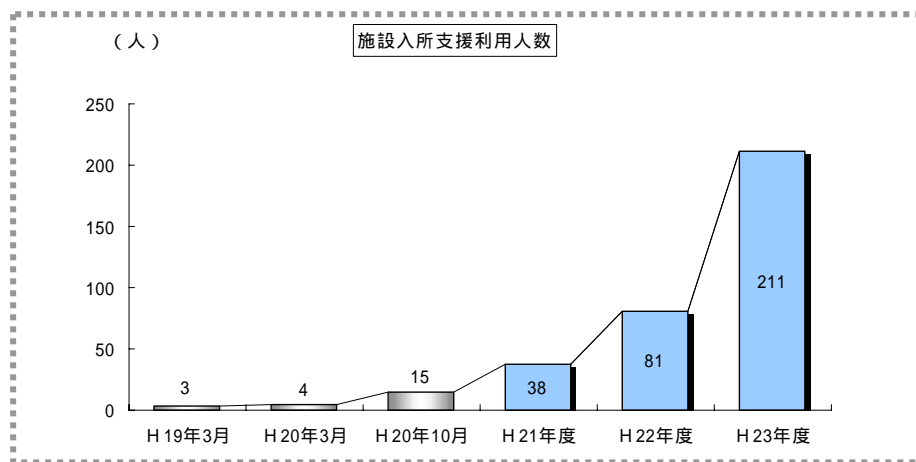
図表 40 共同生活援助・共同生活介護の見込量(月間)

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
共同生活援助(グループホーム)	人/月	71	81	109
共同生活介護(ケアホーム)				

施設入所支援

サービスの現状と見込量

図表 41 施設入所支援の実績の推移と見込量（月間）



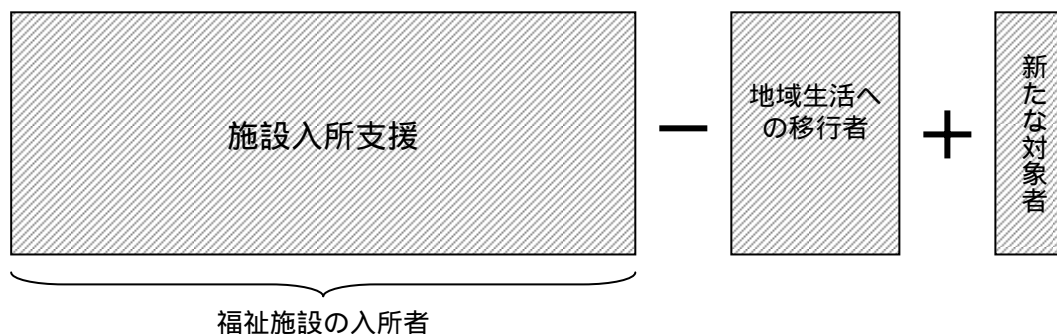
施設入所支援

平成 20 年 10 月では、15 人の利用となっています。平成 23 年度の新体系への移行により、利用者の急増が見込まれます。

サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
施設に入所する障害者に対して、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。	実利用者数 (人/月)	第 1 期計画時点の平成 17 年度現在の福祉施設の入所者数を基礎として、入所者の地域生活への移行者数を控除し、ケアホーム等での対応が困難な対象者など真に必要と判断される数を加えた上、事業者動向を勘案して利用者数を見込みます。

【サービスの対象者及び見込量設定イメージ】



各年度のサービス見込量とその確保のための方策

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

伊勢崎市障害者自立支援給付認定審査会を通じて決定する障害程度区分に基づき、必要な人が利用できるよう努めます。

図表 42 施設入所支援の見込量（月間）

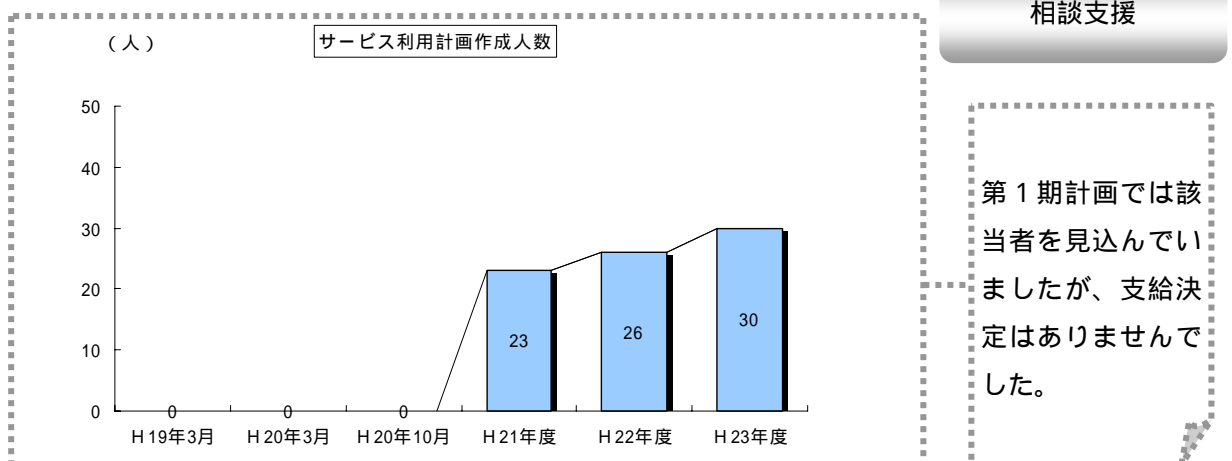
サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
施設入所支援	人/月	38	81	211

（４）相談支援（サービス利用計画作成）

サービスの現状

相談支援（サービス利用計画作成）は、いわゆるケアマネジメントを行うサービスです。

図表 43 相談支援（サービス利用計画作成）の実績の推移と見込量（月間）



サービス見込量設定の考え方

実施内容	見込量の単位	見込量設定の考え方
障害福祉サービスを利用する障害者のうち、特に計画的なプログラムに基づく支援を必要とする人に対して、相談支援事業者がサービス利用計画の作成、障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うものです。	実利用者数 (人/月)	第1期計画において支給決定がなかったため、第1期計画の見込量を継承します。

各年度のサービス見込量とその確保のための方策

各年度のサービス見込量は、次のとおりとします。

市や地域生活支援事業により実施される相談支援事業などを通じて、当該サービスを必要とする人（自ら福祉サービスの利用に関する調整が困難なひとり暮らしの人など）を適切に把握し、サービスを提供していきます。

図表 44 相談支援（サービス利用計画作成）の見込量（月間）

サービス種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度
相談支援(サービス利用計画作成)	人/月	23	26	30

2. 地域生活支援事業の実施に関する事項

地域生活支援事業は、障害者自立支援法第77条に基づき、障害者及び障害児が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本市の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施する事業です。

地域生活支援事業の実施にあたり、本市では次の3点の基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

本市の実情や利用者の状況を勘案し、地域生活支援に関わるサービス提供体制を確保します。

身体・知的・精神の3障害に対応した、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制の充実を図り、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

事業の効率性を高めながら、インフォーマルサービス²の活用・育成にも取り組みます。

(1) 実施する事業の内容

サービス種別	実施内容
障害者（児）相談・生活支援事業	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害者（児）の保護者や介護者などからの相談に応じ、情報の提供や権利擁護のための援助を行います。
障害者相談支援事業	身体・知的・精神の各障害の特性に応じた多様な相談に対応できるよう総合的な相談支援の場として、障害者（児）相談・生活支援センターを設置しています。
相談支援機能強化事業	障害者（児）相談・生活支援センターに専門職員を配置することにより、相談支援機能の強化を図ります。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者に対し、入居に必要な調整などの支援を行うとともに、家主などへの相談、助言を通じて障害者の地域生活を支援します。
地域自立支援協議会設置事業	相談支援事業をはじめとする地域の障害福祉などのシステムづくりに関して、中心的な役割を果たす協議の場として「伊勢崎市地域自立支援協議会」を設置しています。

² インフォーマルサービス：

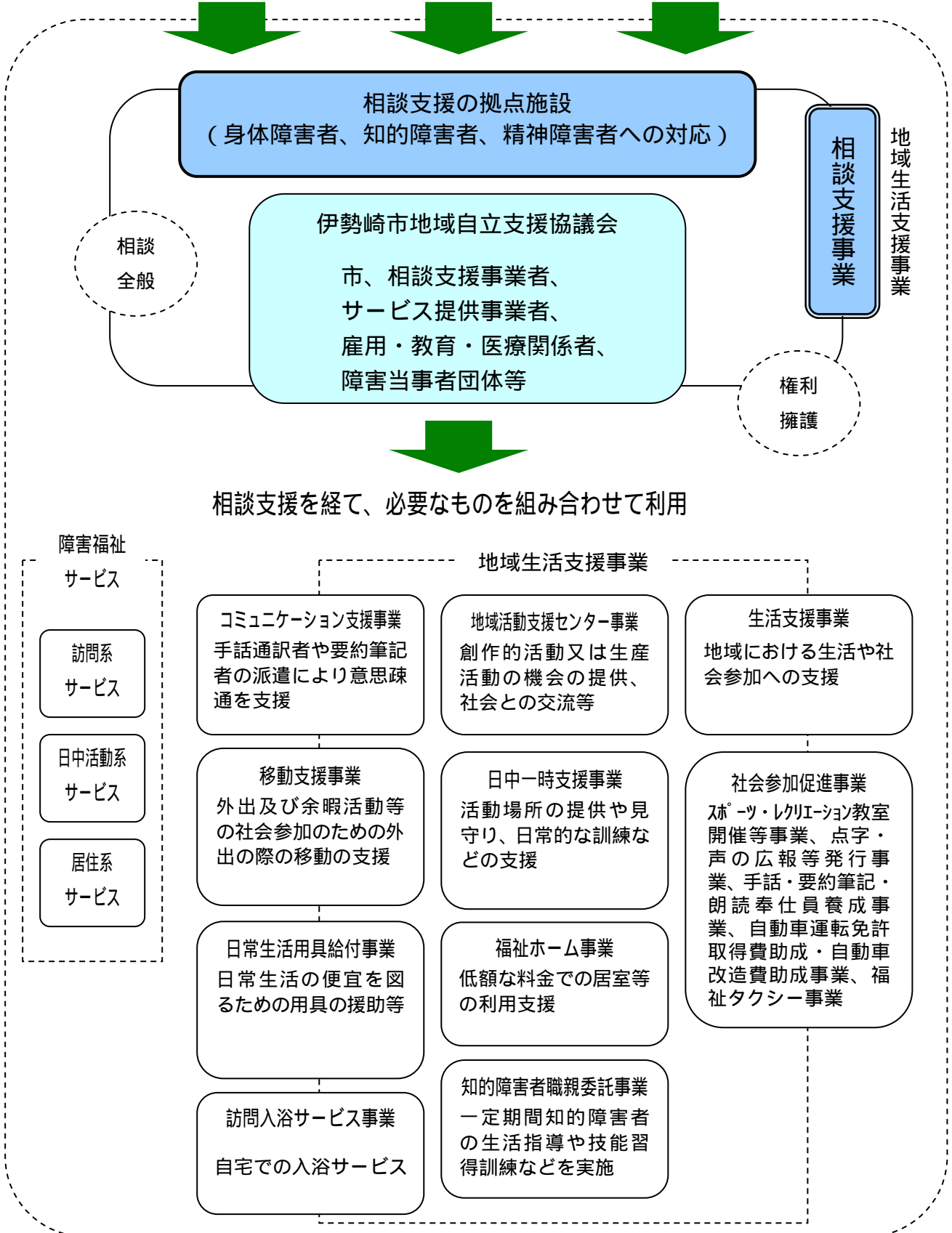
行政の公的サービス（フォーマルサービス）に対し、地域住民、ボランティア、NPO、民間事業者による有償・無償で提供されるきめ細かなサービスをいいます。

サービス種別		実施内容
	成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害のある人等に対し、成年後見人制度の利用を支援することにより、その障害のある人等の権利擁護を図ります。
	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能・音声機能等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害のある人（以下「聴覚障害者等」という。）に、手話通訳者や要約筆記者の派遣などを行います。
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障害者等の福祉向上のため、手話通訳者、要約筆記者の派遣を行います。
	手話通訳者設置事業	聴覚障害者等の意思疎通の円滑化を図るため、市役所障害福祉課及び社会福祉法人伊勢崎市社会福祉協議会に手話通訳者を設置しています。
	日常生活用具給付事業	重度障害者等に対し、日常生活用具、住宅改修費、点字図書等の給付をすることにより、日常生活の便宜や福祉の増進を図ります。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な障害のある人に対し、社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。
	地域活動支援センター事業	地域活動支援センターを通じて、障害のある人に創作的活動、社会適応訓練、機能訓練、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進などを行います。
	福祉ホーム事業	現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居室その他の設備の利用を支援します。
	訪問入浴サービス事業	地域における障害のある人の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、障害のある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持などを行います。
	知的障害者職親委託事業	知的障害のある人の自立更生を図るため、更生援護に熱意がある事業経営者等に職親として一定期間預け、生活指導及び技能習得訓練等を行います。
	生活支援事業	障害のある人の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ります。
	ボランティア活動支援事業	障害のある人が地域に貢献し、自主的に社会参加ができるよう、ボランティア活動を支援します。
	聴覚・視覚障害者生活訓練等事業	聴覚・視覚に障害のある人に対して、講座などを開催して日常生活上必要な訓練・指導を行います。

サービス種別	実施内容
日中一時支援事業	障害のある人に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練その他の支援を行います。
日帰り短期事業	障害のある人を一時的に預かり、見守りや社会に適応するための日常的な訓練等を行います。
心身障害児集団活動・訓練事業	小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の放課後及び長期休み中、障害のある子どもの集団活動や社会適応訓練を行います。
登録介護者事業	心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、あらかじめ本市に登録している介護者がサポートします。
サービスステーション事業	心身障害児(者)の保護者が一時的に介護できない場合、24時間対応型サービスステーションがサポートします。
社会参加促進事業	障害のある人の能力や適正に応じた日常生活、社会生活を営むための必要な事業を行います。
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	スポーツ・レクリエーション活動を通じて、障害のある人の体力増強、交流、余暇等に資するため及び障害者スポーツを普及するため各種スポーツ・レクリエーション教室や楽器教室等を開催します。
点字・声の広報等発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、広報いせさきをはじめ障害のある人等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを障害のある人等に定期的に提供します。
手話・要約筆記・朗読奉仕員養成事業	聴覚、視覚障害者等の日常生活を支援し社会参加を促進するため、手話通訳、要約筆記、音訳などの各種養成講座を実施します。
自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業	障害のある人に対し、自動車運転免許の取得に要する費用の一部を助成し、あるいは障害のある人が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する費用の一部を助成することにより、就労その他の社会活動への参加を促進します。
福祉タクシー事業	交通機関を利用することが困難な障害のある人に対し、タクシー運賃の一部を補助します。

図表 45 相談支援事業を中心とする地域生活支援事業等の提供体制

障害福祉サービスを利用したい。
 その他、地域で自立した生活を営むための支援を受けたい。



(2) サービスの現状とサービス見込量

相談支援事業

方針	事業内容	見込量設定の考え方
障害者等の生活や障害福祉サービスの利用などについて、障害者や家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言等を行うことで自立した日常生活または社会生活が送れるように総合的に支援します。また、相談支援体制の充実に向けて、地域自立支援協議会を中心に、相談支援窓口と地域の関係機関の連携強化に努めます。	障害者相談支援事業	身体・知的・精神の3障害に対応した相談体制を確保し、サービス提供事業者などとの連携のもとで相談・支援体制の充実に努め、現状の体制で推移すると見込みます。

コミュニケーション支援事業

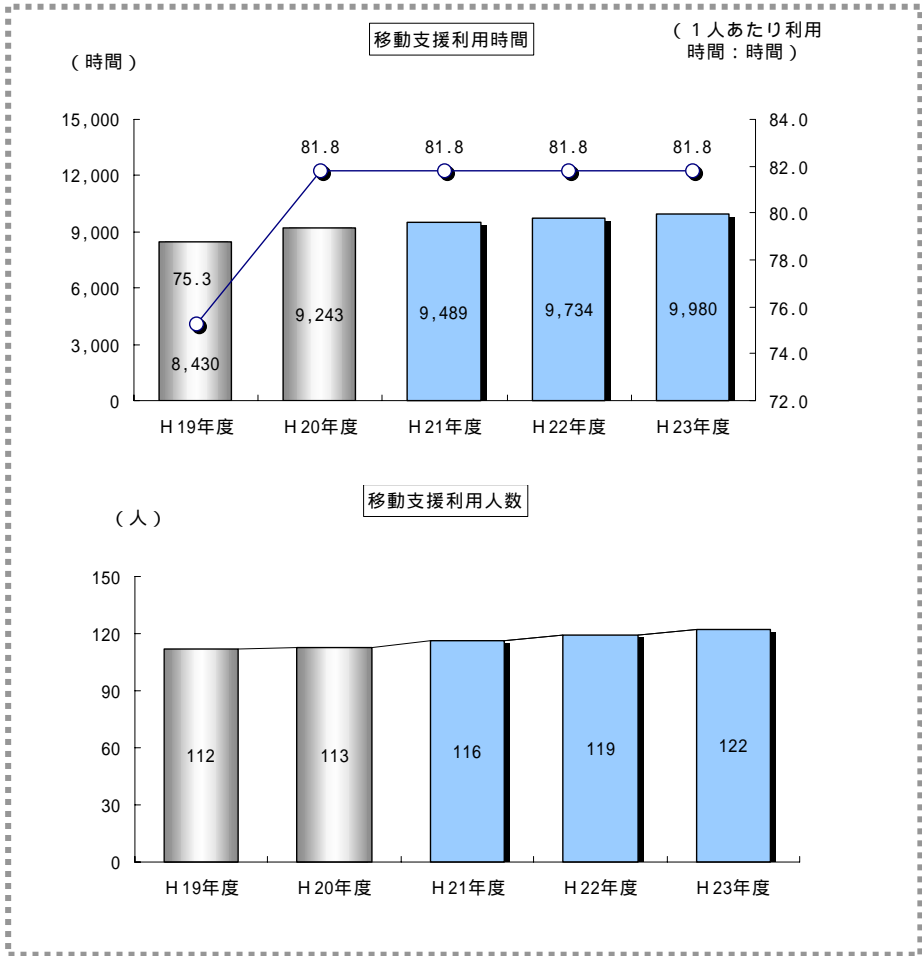
方針	事業内容	見込量設定の考え方
手話通訳者・要約筆記者を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、音訳等による支援事業など意思疎通を図ることに支障がある障害者等とその他の者の意思疎通を仲介します。	手話通訳者派遣事業	平成20年度の実績(推計)を勘案して見込量を算出しています。
	要約筆記者派遣事業	
	手話通訳者設置事業	

日常生活用具給付事業

方針	事業内容	見込量設定の考え方
事業の周知を図るとともに、障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付に努めます。	介護・訓練支援用具	給付実績の増減傾向が明確ではないため、平成19～20年の毎月の給付実績の平均に、今後の増加予想を見込んで算出しています。
	自立生活支援用具	
	在宅療養等支援用具	
	情報・意思疎通支援用具	
	排泄管理支援用具 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	

移動支援事業

図表 46 移動支援事業の実績の推移と見込量（年間）



移動支援事業

平成20年度実績（推計）は9,243時間、113人で、1人あたり利用時間は81.8時間となっています。利用者は増加傾向にあり、今後も一層の利用増が見込まれます。

方針	事業内容	見込量設定の考え方
障害特性やニーズに対応できる提供体制の整備に努めるとともに、ニーズの拡大に対応できるよう、サービス提供事業者の参入の促進に努めます。	移動支援事業	利用者数に1人あたりの利用時間を乗じて算定しています。 1人あたりの利用時間は平成20年度の実績（推計）81.8時間/人で見込みます。

地域活動支援センター事業

方針	事業内容	見込量設定の考え方	
障害特性に応じた活動の場の充実とともに、活動内容の充実に努め、地域生活支援の促進が図られるよう努めます。	地域活動支援センター型	市内	実施見込箇所数：現状1箇所を維持します。 年間実利用見込者数：20年度実利用見込みが17人。毎年1人の増を見込みます。 平成21年度18人 平成22年度19人 平成23年度20人
		市外	実施見込箇所数：20年度実利用見込みが2箇所。1箇所増を見込みます。 年間実利用見込者数：20年度実利用見込みが4人。毎年1人の増を見込みます。 平成21年度5人 平成22年度6人 平成23年度7人
	地域活動支援センター型・型	市内	実施見込箇所数：現状4箇所から23年度は2箇所増設を見込みます。 年間実利用見込者数：20年度実利用見込みが39人。毎年3人の増を見込みます。23年度については、小規模作業所から型への移行予定を勘案し見込みます（定員10人×2箇所）。 平成21年度42人 平成22年度45人 平成23年度68人
		市外	実施見込箇所数：1箇所を予定します。 年間実利用見込者数：20年度実利用見込みが1人。22年度から毎年1人の増を見込みます。 平成21年度1人 平成22年度2人 平成23年度3人

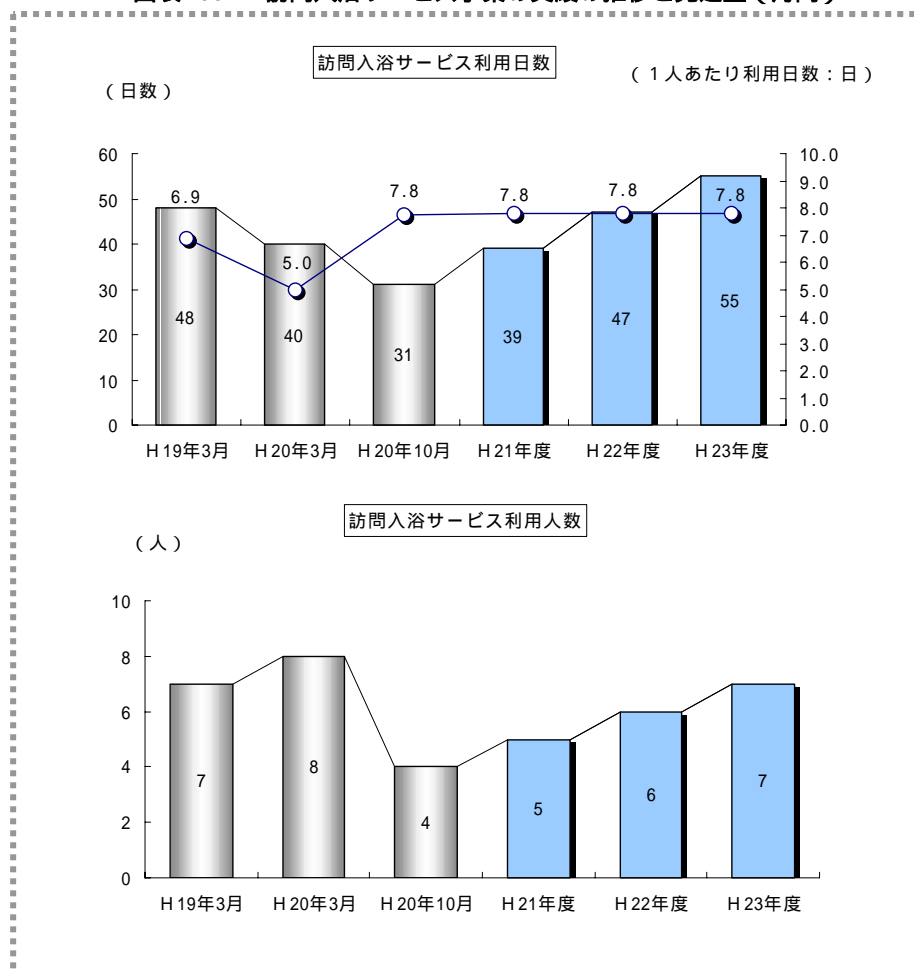
その他事業

福祉ホーム事業

方針	事業内容	見込量設定の考え方
事業の周知を図るとともに、ニーズの拡大に対応できるようサービス提供事業者の参入の促進に努めます。	福祉ホーム事業	平成20年度の実績（推計）に新規の利用者及び地域生活への移行者等を見込んで算出してあります。

訪問入浴サービス事業

図表 47 訪問入浴サービス事業の実績の推移と見込量（月間）



訪問入浴サービス事業

平成20年10月の利用日数は31日、利用者は4人で、1人あたり利用日数は7.8日となっています。

方針	事業内容	見込量設定の考え方
サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。	訪問入浴サービス事業	利用者数に1人あたりの利用日数を乗じて算出。 1人あたりの利用日数は平成20年10月の7.8日/人で見込みます。

知的障害者職親委託事業

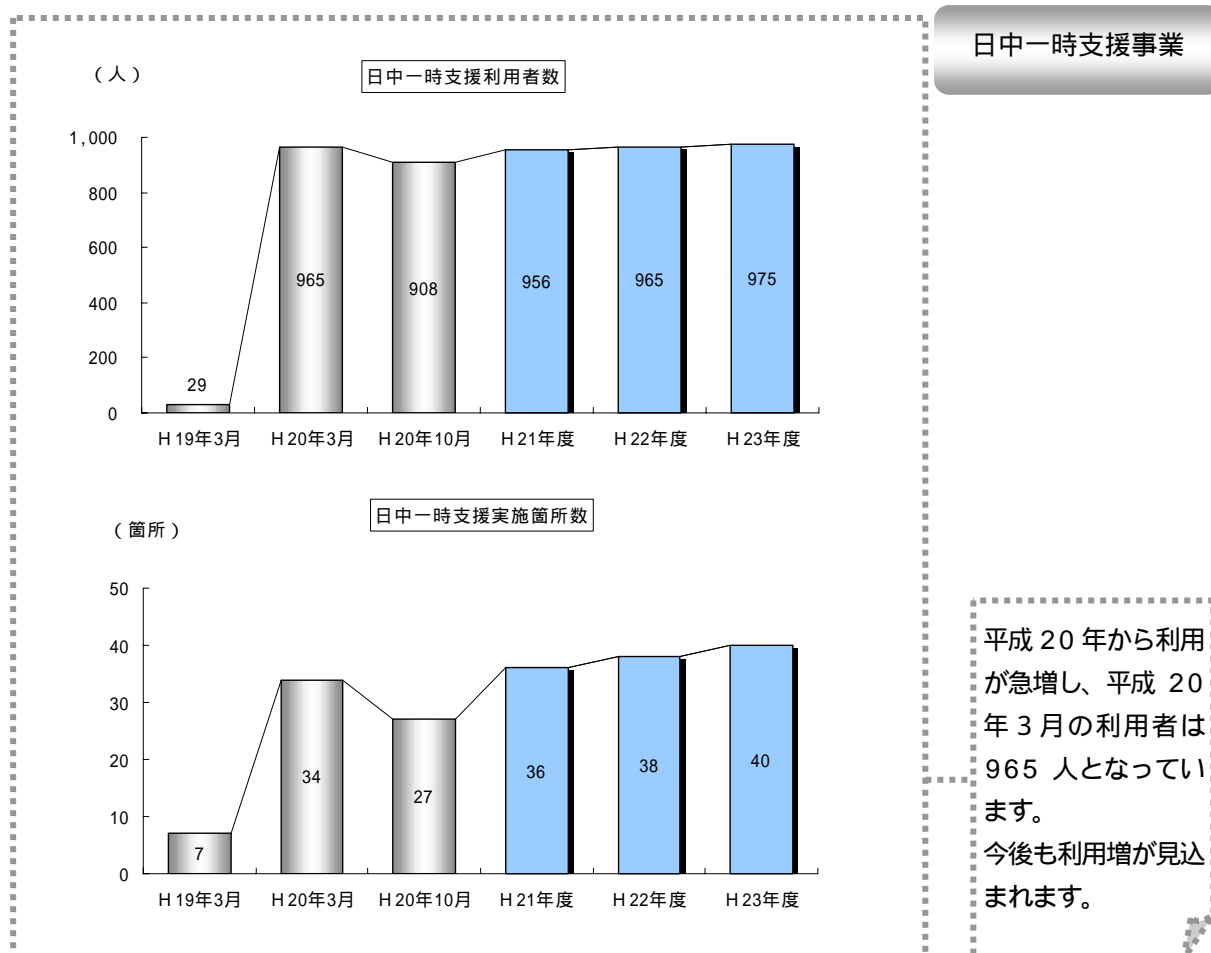
方針	事業内容	見込量設定の考え方
障害者や家族等からの相談に応じ、適切な職親の紹介に努めます。	知的障害者職親委託事業	第1期計画を継承します。

生活支援事業

方針	事業内容	見込量設定の考え方
障害者がボランティア活動での社会参加ができるよう、障害者を支援するために行事を開催するとともに、聴覚・視覚障害者等に対しては、講座などを開催して日常生活に必要な訓練・指導を行い社会活動の振興及び教養の向上を図れるよう情報提供や市民啓発等を行います。	ボランティア活動支援事業	過去の実績を勘案して見込みます。
	聴覚・視覚障害者生活訓練等事業	

日中一時支援事業

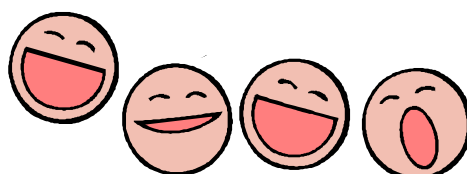
図表 48 日中一時支援事業の実績の推移と見込量（月間）



方針	事業内容	見込量設定の考え方
サービス提供事業者と連携し、ニーズに対応できる体制の確保に努めます。	日中一時支援事業	平成 20 年実績で見込みます。

社会参加促進事業

方針	事業内容	見込量設定の考え方
障害特性やニーズを反映した、各事業を実施することにより障害者の社会参加を積極的に押し進めるとともに、支援する人材の養成に努めます。	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	過去の実績を勘案して見込みます。
	点字・声の広報等発行事業	
	手話・要約筆記・朗読奉仕員養成事業	
	自動車運転免許取得費助成・自動車改造費助成事業	
	福祉タクシー事業	



図表 49 地域生活支援事業の見込量（年間）

事業種別		H21 年度	H22 年度	H23 年度	
障害者（児）相談・生活支援事業					
障害者相談支援事業	(実施見込箇所数)	3	3	3	
相談支援機能強化事業		実施	実施	実施	
住宅入居等支援事業		実施	実施	実施	
地域自立支援協議会設置事業		実施	実施	実施	
成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施	
コミュニケーション支援事業					
手話通訳者派遣事業	(実利用見込者数)	920	930	940	
要約筆記者派遣事業	(実利用見込者数)	8	8	8	
手話通訳者設置事業	(実設置見込者数)	2	2	2	
日常生活用具給付事業					
介護・訓練支援用具	(給付見込件数)	11	11	12	
自立生活支援用具	(給付見込件数)	24	25	26	
在宅療養等支援用具	(給付見込件数)	11	11	12	
情報・意思疎通支援用具	(給付見込件数)	19	20	21	
排泄管理支援用具	(給付見込件数)	2,696	2,777	2,860	
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	(給付見込件数)	1	1	1	
移動支援事業		(実利用見込者数)	116	119	122
		(延べ利用見込時間数)	9,489	9,734	9,980
地域活動支援センター事業					
地域活動支援センター 型	(実施見込箇所数)	市内	1	1	1
		市外	3	3	3
	(実利用見込者数)	市内	18	19	20
		市外	5	6	7
地域活動支援センター 型・型	(実施見込箇所数)	市内	4	4	6
		市外	1	1	1
	(実利用見込者数)	市内	42	45	68
		市外	1	2	3
福祉ホーム事業	(延べ利用者数)	84	96	144	
訪問入浴サービス事業	(月間延べ利用者数)	39	47	55	
知的障害者職親委託事業	(延べ利用者数)	24	24	24	
生活支援事業	(延べ利用者数)	190	200	210	
日中一時支援事業	(実施見込箇所数)	36	38	40	
	(月間延べ利用者数)	956	965	975	
社会参加促進事業					
パソコン・レクリエーション教室開催等 事業	(実利用見込者数)	21	25	30	
点字・声の広報等発行事業	(実利用見込者数)	45	47	50	
手話・要約筆記・朗読奉仕員 養成事業	(実養成講習修了見込者数)	42	45	45	
自動車運転免許取得費助成・ 自動車改造費助成事業	(実利用見込件数)	8	8	8	
福祉タクシー事業	(実利用見込者数)	512	574	636	

注：訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業は月間

第5章 計画の推進

1 . 点検及び評価

(1) 基本的な考え方

第2期計画の推進にあたっては、計画に盛り込んだ施策の実施状況や進捗状況を点検し、施策の見直しや次期計画の策定に向けた評価を実施します。

国の基本指針に即して、毎年度、計画期間の各年度におけるサービス見込量のほか、平成23年度末の目標値として設定した項目について、福祉施設の入所者の地域生活への移行が進んでいるか、一般就労への移行が進んでいるか等、見込量や目標値の達成状況を点検及び評価し、この結果に基づいて、計画の見直しを実施します。

図表 50 点検及び評価の基本的な考え方

平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度

毎年度、点検及び評価

(2) 点検及び評価体制

相談支援事業者、サービス提供事業者、雇用・教育・医療関係者、障害当事者団体等で構成される「伊勢崎市地域自立支援協議会」において、地域における相談支援・権利擁護、就労支援、地域生活支援等の方策の検討のもと、効果的な連携と幅広い意見交換を図り、地域の共通する課題に取り組みます。

2 . 計画の周知

第2期計画を市民にお知らせし、障害や障害のある人への正しい理解の普及を図りながら、市民とともに障害のある人の豊かな地域生活の支援に努めていきます。

資料編

策定経過

開催日等		項目	内容
1	H20.8.29	伊勢崎市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期障害福祉計画策定についての説明 ・第1期計画の点検評価 ・第2期障害福祉計画策定委員会（特定課題会議）の参加委員の承認
2	H20.11.20 ～ 12.3	特別支援学校等へのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・高等養護学校生徒の卒業後の障害福祉サービス利用の意向調査
3	H20.11.25	群馬県障害者自立支援協議会 中部県民局連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期障害福祉計画策定に係る説明
4	H20.11.26	障害福祉課内検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・当事者・家族関係及びサービス提供者等へのアンケート内容及び配布先の検討
5	H20.11.27 ～ 12.8	当事者・家族関係及びサービス提供者等へのアンケート調査	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の施策、サービスのニーズ等に関する意見把握
6	H20.12.25	当事者・家族関係及びサービス提供者等へのヒアリング調査	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の施策、サービスのニーズ等に関する意見把握
7	H21.1.7	第2期障害福祉計画における重点的な取組みの検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・伊勢崎市福祉部障害福祉課による検討
8	H21.1.16	第1回 第2期障害福祉計画策定委員会（特定課題会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期障害福祉計画（案）の検討
9	H21.2.6	第2回 第2期障害福祉計画策定委員会（特定課題会議）	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期障害福祉計画（案）の最終検討
10	H21.2.27	伊勢崎市地域自立支援協議会	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期障害福祉計画（案）の承認後、市長へ提出
11	H21.3.	第2期障害福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・第2期障害福祉計画の発行

伊勢崎市第2期障害福祉計画

平成21年3月

発行・編集 伊勢崎市 福祉部 障害福祉課
住 所 〒372 - 8501
群馬県伊勢崎市今泉町二丁目410番地
電 話 0270 - 24 - 5111
F A X 0270 - 26 - 1808
E - M A I L f-shogai@city.isesaki.lg.jp
U R L <http://www.city.isesaki.lg.jp/>